

徳島県告示第三百八十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定に基づき、定置漁業及び区画漁業の免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区を次のとおり定めたので、同条第五項の規定により公示する。

平成三十年五月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

海 面 関 係

定 置 漁 業

- 一 公示番号 定第一号
- 二 免許の内容たるべき事項

- 1 漁業の種類 定置漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
ぶり定置漁業	十月二十日から六月三十日まで

- 3 漁場の位置 海部郡美波町伊座利沖合
- 4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域

- イ 基点定第一号 海部郡美波町伊座利通称伊座利東鼻に標示した標識
- ロ 基点定第一号から百五十三度、千三百七十五メートルの点
- ハ 基点定第一号から百八十一度三十分、千六百七十五メートルの点
- ニ 基点定第一号から二百二十九度三十分、七百六十メートルの点
- 基点定第一号から二百十度三十分、二百七十メートルの点
- 三 制限又は条件 なし
- 四 地元地区 海部郡美波町伊座利

- 一 公示番号 定第二号
- 二 免許の内容たるべき事項

- 1 漁業の種類 定置漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
ぶり定置漁業	十一月一日から七月二十日まで

- 3 漁場の位置 海部郡海陽町沖合
- 4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域

- イ 基点定第三号 海部郡海陽町鞆浦通称手倉東鼻の東端に標示した標識
- ロ 基点定第三号から三十七度五十分、九百七十メートルの点
- ハ 基点定第三号から七十四度五十分、二千四百メートルの点
- ニ 基点定第三号から百四度三十分、二千三十メートルの点
- 基点定第三号から七十三度十分、三百九十メートルの点
- 三 制限又は条件 なし
- 四 地元地区 海部郡海陽町鞆浦

（以上各免許に共通する事項）

- 一 免許予定日 平成三十年九月一日
- 二 申請期間 平成三十年六月一日から同月三十日まで
- 三 存続期間 平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

区 画 漁 業

- 一 公示番号 区第一号
- 二 免許の内容たるべき事項

- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
魚類小割り式養殖業 （くろま、ぐる養殖業を除く。）	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 鳴門市北灘町大須沖合
- 4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ及びイの各点を順次に結んだ五直線によって囲まれた区域

- イ 基点区第二号の二 徳島県、香川県界通称芝朶の尾
- ロ 基点区第二号の二と香川県龍王山東窪重視線上千メートルの点
- ハ 基点区第三号 鳴門市北灘町折野字三津二番の一フトオ水落吐出口跡に標示した標識
- ニ 基点区第二号から〇度、五百五十メートルの点

- 基点区第二号の一 鳴門市北灘町大須字長浜五六番の一に標示した標識  
ホ イから基点区第二号の一見通し線上五百メートルの点
- 三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
- 四 地元地区 鳴門市北灘町

- 一 公示番号 区第二号  
二 免許の内容たるべき事項  
1 漁業の種類 第一種区画漁業  
2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
のり養殖業	十月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 鳴門市北灘町折野沖合  
4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域

- 基点区第三号 鳴門市北灘町折野字三津二番の一フトオ水落吐出口跡に標示した標識  
イ 基点区第三号から三百五十四度三十分、千四百メートルの点  
ロ 基点区第三号から三百五十四度三十分、二千メートルの点  
ハ 基点区第三号から五度、二千六百メートルの点  
ニ 基点区第三号から十二度、千六百メートルの点
- 三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
- 四 地元地区 鳴門市北灘町

- 一 公示番号 区第三号  
二 免許の内容たるべき事項  
1 漁業の種類 第一種区画漁業  
2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
魚類小割り式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 鳴門市北灘町折野沖合  
4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域

- 基点区第三号 鳴門市北灘町折野字三津二番の一フトオ水落吐出口跡に標示した標識  
イ 基点区第三号から十二度、千六百メートルの点  
ロ 基点区第三号から五度、二千六百メートルの点  
ハ 基点区第三号から二十八度、三千四百五十五メートルの点  
ニ 基点区第三号から四十一度三十分、二千七百二十メートルの点
- 三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
- 四 地元地区 鳴門市北灘町

- 一 公示番号 区第五号  
二 免許の内容たるべき事項  
1 漁業の種類 第一種区画漁業  
2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
魚類小割り式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 鳴門市北灘町折野沖合  
4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域

- 基点区第五号 鳴門市北灘町折野字東地五六番の一ネラガ谷下に標示した標識  
イ 基点区第五号から二百九十二度、八百メートルの点  
ロ 基点区第五号から三百二十一度四十六分、千四百九メートルの点  
ハ 基点区第五号から三百五十八度三十一分、千三百メートルの点  
ニ 基点区第五号から四度三十分、五百メートルの点
- 三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
- 四 地元地区 鳴門市北灘町

- 一 公示番号 区第六号  
二 免許の内容たるべき事項  
1 漁業の種類 第一種区画漁業  
2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
わかめ養殖業	十月二十五日から三月二十日まで

- 3 漁場の位置 鳴門市北灘町鳥ヶ丸沖合
- 4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域
  - イ 基点区第五号 鳴門市北灘町折野字東地五六番の一ネラガ谷下に標示した標識
  - ロ 基点区第五号から一度四十四分、六百九十七メートルの点
  - ハ 基点区第五号から三百五十八度十三分、千四百十メートルの点
- ニ 基点区第六号の一から三百五十三度二十八分、千七百七十七メートルの点
- 基点区第六号の二から三百四十四度四十六分、四百九十九メートルの点
- 三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
- 四 地元地区 鳴門市北灘町

漁業の名称	漁業時期
魚類小割り式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	一月一日から十二月三十一日まで

- 一 公示番号 区第七号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期
- 3 漁場の位置 鳴門市北灘町宿毛谷沖合
- 4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域
  - イ 基点区第六号の一 鳴門市北灘町鳥ヶ丸字女夫石谷一番の三暗渠
  - ロ 基点区第六号の二から三百四十二度四十六分、四百四十二メートルの点
  - 基点区第六号の三から三百五十三度二十八分、千七百七十七メートルの点
  - 基点区第十号 鳴門市北灘町宿毛谷字クロハエ八番に標示した標識
  - ハ 基点区第十号から九度五十八分、千二百四十四メートルの点
  - ニ 基点区第十号から二十六度、四百五十五メートルの点
- 三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
- 四 地元地区 鳴門市北灘町

- 一 公示番号 区第九号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
わかめ養殖業	十月二十五日から三月二十日まで

- 3 漁場の位置 鳴門市北灘町大浦沖合
- 4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域
  - イ 基点区第十一号の一 鳴門市北灘町大浦大浦漁港防波堤基部
  - ロ 基点区第十一号の二から十二度二十分、千八百三十四メートルの点
  - 基点区第十一号の三から九度十分、千八百一メートルの点
  - ハ 基点区第十一号の四から九度十分、千九十八メートルの点
- ニ 基点区第十一号の五から十五度十分、千九十八メートルの点
- 三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
- 四 地元地区 鳴門市北灘町

漁業の名称	漁業時期
魚類小割り式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	一月一日から十二月三十一日まで

- 一 公示番号 区第十号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期
- 3 漁場の位置 鳴門市北灘町大浦沖合
- 4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域
  - イ 基点区第十一号の一 鳴門市北灘町大浦大浦漁港防波堤基部
  - ロ 基点区第十一号の二から五十分、五百メートルの点
  - 基点区第十一号の三から十九度五十三分、千三百三十九メートルの点
  - ハ 基点区第十一号の四から十九度五十三分、千三百三十九メートルの点
- 基点区第十五号 鳴門市北灘町栗田字ハシカ谷一番の三水吞吐口に標示した標識
- 基点区第十五号から三百二十五度二十五分、千二百四十七メートルの点

- 点
- 二 基点区第十五号から二百九十一度十三分、七百六十四メートルの点
- 三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
- 四 地元地区 鳴門市北灘町

- 一 公示番号 区第十一号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
わかめ養殖業	十月二十五日から三月二十日まで

- 3 漁場の位置 鳴門市北灘町栗田沖合
- 4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域

- イ 基点区第十六号 鳴門市北灘町栗田字大岸八二番音谷川川口に標示した標識
- ロ 基点区第十六号から三度五十分、千四百九十三メートルの点
- ハ 基点区第十六号から二度四十五分、二千八十八メートルの点
- ニ 基点区第十九号の点 鳴門市北灘町、瀬戸町界
- ニ 基点区第十九号の点 鳴門市北灘町、瀬戸町界
- ニ 基点区第十九号の点 鳴門市北灘町、瀬戸町界

- 三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
- 四 地元地区 鳴門市北灘町

- 一 公示番号 区第十二号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
魚類小割り式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 鳴門市北灘町栗田沖合
- 4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ及び基点区第十九号の各点を順次に結んだ五直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- イ 基点区第十六号 鳴門市北灘町栗田字大岸八二番音谷川川口に標示した標識
- ロ 基点区第十六号から三十三度九分、三百六十五メートルの点
- ハ 基点区第十六号から十八度十五分、三百九十九メートルの点
- ニ 基点区第十六号から三度五十分、千四百九十三メートルの点
- ホ 基点区第十九号の点 鳴門市北灘町、瀬戸町界
- ニ 基点区第十九号の点 鳴門市北灘町、瀬戸町界

- 三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
- 四 地元地区 鳴門市北灘町

- 一 公示番号 区第十四号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
魚類小割り式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 鳴門市瀬戸町北泊沖合
- 4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域

- イ 基点区第二十四号 鳴門市瀬戸町北泊字北泊通称烏帽子の鼻に標示した標識
- ロ 基点区第二十四号から二百六十五度、五百九十メートルの点
- ハ 基点区第二十四号から二百八十九度、八百七十メートルの点
- ニ 基点区第二十四号から二百九十一度、八百メートルの点
- ニ 基点区第二十四号から二百六十五度、五百二十メートルの点

- 三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
- 四 地元地区 鳴門市瀬戸町北泊及び堂浦

- 一 公示番号 区第十五号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
魚類小割り式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置

鳴門市瀬戸町堂浦字日出沖合  
次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域

基点区第二十二号 鳴門市瀬戸町堂浦字日出四一番導流堤基部

基点区第二十二号から鳴門市瀬戸町北泊字小海二八六番導流堤基部見

通し線上百八十メートルの点

基点区第二十二号から鳴門市瀬戸町北泊字小海二八六番導流堤基部見

通し線上百三十メートルの点

基点区第二十三号の二 鳴門市瀬戸町堂浦字日出中防波堤基部

基点区第二十三号の二から二百二十七度、百三十五メートルの点

基点区第二十三号の二から二百二十二度三十分、二百メートルの点

制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認

できる標識を設置しなければならない。

鳴門市瀬戸町堂浦

一 公示番号 区第十六号

二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
魚類小割り式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置

鳴門市瀬戸町堂浦字日出沖合  
次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域

基点区第二十三号の二 鳴門市瀬戸町北泊字小海防波堤先端

基点区第二十三号の二から三百四十一度三十分、二百二十メートルの

点

基点区第二十三号の二から三百五十二度三十分、二百六十メートルの

点

一 公示番号 区第十七号

二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
藻類養殖業	十月一日から五月三十一日まで

一 公示番号 区第十八号

二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
わかめ養殖業	十月一日から五月三十一日まで

3 漁場の位置

鳴門市瀬戸町北泊沖合  
次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域

基点区第二十四号 鳴門市瀬戸町北泊通称烏帽子の鼻に標示した標識

基点区第二十四号から二百二十二度三十分、二百七十メートルの点

基点区第二十四号から二百六十四度三十分、百八十メートルの点

基点区第二十四号から二百六十四度三十分、百メートルの点

基点区第二十四号から百九十五度、二百二十メートルの点

制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認

できる標識を設置しなければならない。

鳴門市瀬戸町堂浦

一 公示番号 区第十八号

二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

3 漁場の位置

鳴門市瀬戸町北泊地先  
次の基点区第二十四号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ及びヘの各点を順次に結んだ六直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点区第二十四号 鳴門市瀬戸町北泊通称烏帽子の鼻に標示した標識

- 一 公示番号 区第十九号
  - 二 免許の内容たるべき事項
  - 1 漁業の種類 第一種区画漁業
  - 2 漁業の名称及び漁業時期
- 一 公示番号 区第二十九号
  - 二 免許の内容たるべき事項
  - 1 漁業の種類 第一種区画漁業
  - 2 漁業の名称及び漁業時期
- 一 公示番号 区第二十二号
  - 二 免許の内容たるべき事項
  - 1 漁業の種類 第一種区画漁業
  - 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
わかめ養殖業	十月一日から五月三十一日まで

- 3 漁場の位置 鳴門市瀬戸町北泊地先
- 4 漁場の区域 次の基点区第二十七号、イ、ロ及び基点区第二十八号の各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
  - 基点区第二十七号 鳴門市瀬戸町北泊通称立り岩の鼻
  - イ 基点区第二十七号から三百五十四度三十分、二百メートルの点
  - 基点区第二十八号 鳴門市瀬戸町大島田通称瀬の肩の鼻
  - ロ 基点区第二十八号から三百五十四度三十分、二百メートルの点
- 三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
- 四 地元地区 鳴門市瀬戸町北泊

漁業の名称	漁業時期
藻類養殖業	十月一日から六月三十日まで

- 3 漁場の位置 鳴門市瀬戸町北泊地先
- 4 漁場の区域 次の基点区第二十九号、イ及び基点区第三十号の各点を順次に結んだ二直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
  - 基点区第二十九号 鳴門市瀬戸町北泊字北泊一九番突堤突端
  - 基点区第三十号 鳴門市瀬戸町北泊字北泊四番通称白貝の鼻に標示した標識
  - イ 基点区第三十号から二百九十度、十メートルの点
- 三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
- 四 地元地区 鳴門市瀬戸町北泊

漁業の名称	漁業時期
藻類養殖業	十月一日から六月三十日まで

- 3 漁場の位置 鳴門市瀬戸町北泊地先
- 4 漁場の区域 次の基点区第三十号、イ、ロ及び基点区第三十一号の各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
  - 基点区第三十号 鳴門市瀬戸町北泊字北泊四番通称白貝の鼻に標示した標識
  - イ 基点区第三十号から二百九十度、十メートルの点
  - 基点区第三十一号 鳴門市瀬戸町北泊字北泊三番に標示した標識
  - ロ 基点区第三十一号から二百五十三度、十メートルの点
- 三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
- 四 地元地区 鳴門市瀬戸町北泊

漁業の名称	漁業時期
藻類養殖業	十月一日から六月三十日まで

- 3 漁場の位置 鳴門市瀬戸町北泊地先
- 4 漁場の区域 次の基点区第三十一号、イ、ロ及び基点区第三十二号の各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
  - 基点区第三十一号 鳴門市瀬戸町北泊字北泊三番に標示した標識
  - イ 基点区第三十一号から二百五十三度、十メートルの点
  - 基点区第三十二号 鳴門市瀬戸町小島田字上戸に標示した標識
  - ロ 基点区第三十二号から二百五十三度、十メートルの点
- 三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
- 四 地元地区 鳴門市瀬戸町北泊

- 一 公示番号 区第二十三号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

藻類養殖業	漁業の名称	漁業時期
		十月一日から六月三十日まで

- 3 漁場の位置 鳴門市瀬戸町堂浦地先
- 4 漁場の区域 次の基点区第三十三号、イ及び基点区第三十四号の各点を順次に結んだ二直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
  - 基点区第三十三号 鳴門市瀬戸町堂浦字地廻り参二三五番の一〇に標示した標識
  - 基点区第三十四号 基点区第三十三号から南へ道路沿いに百メートルの点
  - イ 基点区第三十四号から六十度、四十メートルの点
- 三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
- 四 地元地区 鳴門市瀬戸町北泊

- 一 公示番号 区第二十四号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

藻類養殖業	漁業の名称	漁業時期
		十月一日から六月三十日まで

3 漁場の位置 鳴門市瀬戸町堂浦地先

- 4 漁場の区域 次の基点区第三十四号、イ及び基点区第三十五号の各点を順次に結んだ二直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
  - 基点区第三十三号 鳴門市瀬戸町堂浦字地廻り参二三五番の一〇に標示した標識
  - 基点区第三十四号 基点区第三十三号から南へ道路沿いに百メートルの点
  - イ 基点区第三十四号から六十度、四十メートルの点
  - 基点区第三十五号 鳴門市瀬戸町堂浦字地廻り参二〇一番に標示した標識
- 三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
- 四 地元地区 鳴門市瀬戸町北泊

- 一 公示番号 区第二十五号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

藻類養殖業	漁業の名称	漁業時期
		十月一日から五月三十一日まで

- 3 漁場の位置 鳴門市瀬戸町堂浦地先
- 4 漁場の区域 次の基点区第三十八号及び基点区第三十九号を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
  - 基点区第三十八号 鳴門市瀬戸町小島田字船隠二番に標示した標識
  - 基点区第三十九号 鳴門市瀬戸町小島田字船隠七六番の二に標示した標識
- 三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
- 四 地元地区 鳴門市瀬戸町堂浦

- 一 公示番号 区第二十六号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

藻類養殖業	漁業の名称	漁業時期
		十月一日から五月三十一日まで

- 3 漁場の位置 鳴門市瀬戸町堂浦地先
- 4 漁場の区域 次の基点区第三十六号及び基点区第三十七号を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点区第三十六号 鳴門市瀬戸町堂浦字地廻り参二七番の三島田渡船場突堤基部から  
 南岸線と上五十メートルの点に標示した標識
- 基点区第三十七号 鳴門市瀬戸町堂浦字地廻り参二一番鳥門公園門前突堤突端  
 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認  
 できる標識を設置しなければならない。
- 四 地元地区 鳴門市瀬戸町堂浦

- 一 公示番号 区第二十七号  
 二 免許の内容たるべき事項  
 1 漁業の種類 第一種区画漁業  
 2 漁業の名称及び漁業時期

藻類養殖業	漁業の名称	漁業時期
		十月一日から五月三十一日まで

- 3 漁場の位置 鳴門市瀬戸町堂浦字阿波井地先
- 4 漁場の区域 次个基点区第四十号及び基点区第四十一号を結んだ直線と最大高潮時  
 海岸線とによって囲まれた区域
- 基点区第四十号 鳴門市瀬戸町堂浦字阿波井通称しようじの鼻  
 基点区第四十一号 鳴門市瀬戸町堂浦字阿波井通称わかばの鼻
- 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認  
 できる標識を設置しなければならない。
- 四 地元地区 鳴門市瀬戸町堂浦

- 一 公示番号 区第二十八号  
 二 免許の内容たるべき事項  
 1 漁業の種類 第一種区画漁業  
 2 漁業の名称及び漁業時期

藻類養殖業	漁業の名称	漁業時期
		十月一日から五月三十一日まで

- 3 漁場の位置 鳴門市瀬戸町堂浦字阿波井地先
- 4 漁場の区域 次个基点区第四十二号、イ、ロ及び基点区第四十三号の各点を順次に  
 結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点区第四十二号 鳴門市瀬戸町堂浦字阿波井神社西灯籠  
 基点区第四十三号から鳴門市瀬戸町堂浦瀬戸漁港堂浦地区通称谷港防  
 波堤突端見通し線上五十メートルの点

- 基点区第四十三号 鳴門市瀬戸町堂浦字阿波井通称宮の鼻に標示した標識
- 基点区第四十六号 鳴門市瀬戸町堂浦瀬戸中学校運動場北端に標示した標識
- 基点区第四十三号から基点区第四十六号見通し線上五十メートルの点  
 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認  
 できる標識を設置しなければならない。
- 四 地元地区 鳴門市瀬戸町堂浦

- 一 公示番号 区第二十九号  
 二 免許の内容たるべき事項  
 1 漁業の種類 第一種区画漁業  
 2 漁業の名称及び漁業時期

藻類養殖業	漁業の名称	漁業時期
		十月一日から五月三十一日まで

- 3 漁場の位置 鳴門市瀬戸町堂浦地先
- 4 漁場の区域 次个基点区第四十六号、イ、ロ及び基点区第四十七号の各点を順次に  
 結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点区第四十六号 鳴門市瀬戸町堂浦瀬戸中学校運動場北端に標示した標識  
 基点区第四十四号 鳴門市瀬戸町高島字竹島番外五番に標示した標識
- 基点区第四十六号から基点区第四十四号見通し線上三十メートルの点  
 基点区第四十七号 鳴門市瀬戸町堂浦字地廻り老九六番の二の一に標示した標識  
 基点区第五十五号 鳴門市瀬戸町高島字竹島番外三番に標示した標識
- 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認  
 できる標識を設置しなければならない。
- 四 地元地区 鳴門市瀬戸町堂浦

- 一 公示番号 区第三十号  
 二 免許の内容たるべき事項  
 1 漁業の種類 第一種区画漁業  
 2 漁業の名称及び漁業時期

藻類養殖業	漁業の名称	漁業時期
		十月一日から五月三十一日まで

- 3 漁場の位置 鳴門市瀬戸町地先
- 4 漁場の区域 次个基点区第五十号、イ、ロ、ハ、ニ及び基点区第五十一号の各点を



順次に結んだ五直線並びに基点区第五十号及びホを結んだ直線と最大高潮時海岸線によつて囲まれた区域

基点区第五十号 鳴門市瀬戸町明神字上本城番外七番に標示した標識

基点区第四十七号 鳴門市瀬戸町堂浦字地廻り老九六番の二の一に標示した標識

イ 基点区第五十号から基点区第四十七号見通し線上二百メートルの点

基点区第四十一号 鳴門市瀬戸町堂浦字阿波井通称わかばの鼻

ロ 基点区第五十号から基点区第四十一号見通し線上二百メートルの点

基点区第五十五号 鳴門市鳴門町高島字竹島番外三番に標示した標識

ハ 基点区第五十号から基点区第五十五号見通し線上七十メートルの点

ニ 基点区第五十一号から基点区第四十一号見通し線上百メートルの点

ホ 鳴門市瀬戸町明神字下本城明神川川口右岸突端

三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区 鳴門市瀬戸町堂浦

一 公示番号 区第三十一号

二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
藻類養殖業		十月一日から五月三十一日まで

3 漁場の位置 鳴門市瀬戸町地先

4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によつて囲まれた区域

基点区第五十一号 鳴門市瀬戸町明神字丸山番外三番に標示した標識

イ 基点区第五十一号から百七十八度、五十メートルの点

ロ 基点区第五十一号から百二十七度、五十メートルの点

ハ 基点区第五十一号から百四十五度、百七十メートルの点

ニ 基点区第五十一号から百六十四度、百七十メートルの点

三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区 鳴門市瀬戸町堂浦

一 公示番号 区第三十二号

二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
藻類養殖業		十月一日から五月三十一日まで

3 漁場の位置 鳴門市瀬戸町小島田字上戸沖合

4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によつて囲まれた区域

基点区第三十八号 鳴門市瀬戸町小島田字船隠二番に標示した標識

イ 基点区第三十八号から三百十七度、百九十メートルの点

ロ 基点区第三十八号から三百十七度、二百三十メートルの点

ハ 基点区第三十八号から三百三十五度、二百五十メートルの点

ニ 基点区第三十八号から三百三十九度、二百十メートルの点

三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区 鳴門市瀬戸町堂浦

一 公示番号 区第三十三号

二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
藻類養殖業		十月一日から五月三十一日まで

3 漁場の位置 鳴門市瀬戸町明神地先

4 漁場の区域 次の基点区第五十二号、イ、ロ及び基点区第五十三号の各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線によつて囲まれた区域

基点区第五十二号 鳴門市瀬戸町明神字鳴谷番外五番に標示した標識

イ 基点区第五十八号の一 鳴門市鳴門町高島字浜中八九番樋門左岸入口西北角

基点区第五十二号から基点区第五十八号の一見通し線上百五十メートルの点

ロ 基点区第五十三号 鳴門市瀬戸町明神字水汲谷四二番の七に標示した標識

基点区第五十八号の二 鳴門市鳴門町高島字南番外六番南角

基点区第五十三号から基点区第五十八号の二見通し線上五十メートルの点

三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区 鳴門市瀬戸町堂浦

一 公示番号 区第三十三号

二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第一種区画漁業

四 地元地区 鳴門市瀬戸町堂浦

- 一 公示番号 区第三十四号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

藻類養殖業	漁業の名称	漁業時期
		十月一日から五月三十一日まで

- 3 漁場の位置 鳴門市瀬戸町地先
- 4 漁場の区域 次の基点区第五十三号の一、イ、ロ及び基点区第五十三号の二の各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
  - 基点区第五十三号の一 鳴門市瀬戸町明神字楠谷四〇番地先に標示した標識
  - イ 基点区第五十三号の一から三十度、五十メートルの点
  - 基点区第五十三号の二 鳴門市瀬戸町明神字軒家三番の二北角に標示した標識
  - ロ 基点区第五十三号の二から三十度、八十メートルの点
- 三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
- 四 地元地区 鳴門市瀬戸町堂浦

- 一 公示番号 区第三十五号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

藻類養殖業	漁業の名称	漁業時期
		十月一日から五月三十一日まで

- 3 漁場の位置 鳴門市瀬戸町地先
- 4 漁場の区域 次の基点区第五十三号の三、イ、ロ及び基点区第五十三号の四の各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
  - 基点区第五十三号の三 鳴門市瀬戸町明神字軒家三番の一北角に標示した標識
  - イ 基点区第五十三号の三から三十度、六十メートルの点
  - 基点区第五十三号の四 鳴門市瀬戸町黒崎字磯崎住吉神社北角
  - ロ 基点区第五十三号の四から三十度、六十メートルの点
- 三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区 鳴門市瀬戸町堂浦

- 一 公示番号 区第三十六号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

藻類養殖業	漁業の名称	漁業時期
		十月一日から五月三十一日まで

- 3 漁場の位置 鳴門市撫養町黒崎地先
- 4 漁場の区域 次の基点区第五十三号の五、イ、ロ及び基点区第五十三号の六の各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
  - 基点区第五十三号の五 鳴門市撫養町黒崎字松島番外五番に標示した標識
  - イ 基点区第五十三号の五から三十度、六十メートルの点
  - 基点区第五十三号の六 鳴門市撫養町黒崎字松島番外七番に標示した標識
  - ロ 基点区第五十三号の六から三十度、六十メートルの点
- 三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
- 四 地元地区 鳴門市瀬戸町堂浦

- 一 公示番号 区第三十七号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

藻類養殖業	漁業の名称	漁業時期
		十月一日から五月三十一日まで

- 3 漁場の位置 鳴門市鳴門町高島地先
- 4 漁場の区域 次の基点区第五十四号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ及びビリの各点を順次に結んだ九直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
  - 基点区第五十四号 鳴門市鳴門町高島字竹島番外五番に標示した標識
  - 基点区第四十六号 鳴門市瀬戸町堂浦瀬戸中学校運動場北端に標示した標識
  - イ 基点区第五十四号から基点区第四十六号見通し線上百三十三メートルの点
  - 基点区第五十五号 鳴門市鳴門町高島字竹島番外三番に標示した標識
  - 基点区第四十七号 鳴門市瀬戸町堂浦字地廻り老九六番の二の一に標示した標識

ロ 基点区第五十五号から基点区第四十七号見通し線上百メートルの点

基点区第五十六号 鳴門市鳴門町高島字竹島番外二番に標示した標識

基点区第五十号 鳴門市瀬戸町明神字上本城番外七番に標示した標識

ハ 基点区第五十六号から基点区第五十号見通し線上百メートルの点

基点区第五十七号 鳴門市鳴門町高島字浜中番外九番に標示した標識

基点区第五十一号 鳴門市瀬戸町明神字丸山番外三番に標示した標識

ニ 基点区第五十七号から基点区第五十一号見通し線上百メートルの点

基点区第五十八号 鳴門市鳴門町高島字浜中に標示した標識

基点区第五十二号 鳴門市瀬戸町明神字鳴谷番外五番に標示した標識

ホ 基点区第五十八号から基点区第五十二号見通し線上八十メートルの点

基点区第五十八号の二 鳴門市鳴門町高島字南番外六番南角

ヘ 基点区第五十八号の二から二百二十二度、五十メートルの点

基点区第五十九号 鳴門市鳴門町高島字南番外四番の一に標示した標識

ト 基点区第五十九号から二百二十二度、三十メートルの点

基点区第九十六号 鳴門市鳴門町高島字山路番外一番の二に標示した標識

リ 基点区第九十六号から護岸上西へ三十メートルの点

チ リから百八十八度、百二十メートルの点

三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区 鳴門市瀬戸町堂浦

一 公示番号 区第三十八号

二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
藻類養殖業	十月一日から六月三十日まで

3 漁場の位置 鳴門市瀬戸町地先

4 漁場の区域 次の基点区第二十八号、イ、ロ、ハ、ニ、基点区第六十五号及び基点区第六十四号の各点を順次に結んだ六直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

イ 基点区第二十八号 鳴門市瀬戸町大島田通称瀬の肩の鼻

基点区第六十一号 鳴門市瀬戸町大島田通称思崎の鼻

ロ 基点区第六十一号から六十四度三十分、二百メートルの点

基点区第六十二号 鳴門市瀬戸町室通称番屋の鼻

ハ 基点区第六十二号から兵庫県南あわじ市門崎見通し線上二百メートル

の点

基点区第六十三号 鳴門市瀬戸町堂浦字阿波井通称竹が谷の鼻

基点区第九十号の一 鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池七〇番通称時崎の鼻に標示した標識

ニ 基点区第六十三号から基点区第九十号の一見通し線上三百メートルの点

基点区第六十五号 鳴門市鳴門町、瀬戸町界通称堀越中央

基点区第六十四号 鳴門市瀬戸町堂浦字阿波井通称堀越突端

三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区 鳴門市瀬戸町室及び撫佐

一 公示番号 区第三十九号

二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
魚類小割り式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 鳴門市ウチノ海

4 漁場の区域 次の基点区第六十六号及び基点区第六十七号を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点区第六十六号 鳴門市瀬戸町堂浦字阿波井七五番通称細谷の鼻

基点区第六十七号 鳴門市瀬戸町堂浦通称いせこの山の鼻

三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区 鳴門市瀬戸町室及び撫佐

一 公示番号 区第四十号

二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
かき垂下式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 鳴門市ウチノ海  
4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域

- 基点区第六十七号の一 鳴門市瀬戸町堂浦通称撫佐の鼻南端  
イ 基点区第六十七号の一から三百四十七度、百八十メートルの点  
ロ 基点区第六十七号の一から三百三十四度、二百二十メートルの点  
ハ 基点区第六十七号の一から三百三度、百七十メートルの点  
ニ 基点区第六十七号の一から三百十度、百二十メートルの点

三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

- 四 地元地区 鳴門市瀬戸町室及び撫佐

- 一 公示番号 区第四十一号  
二 免許の内容たるべき事項

漁業の種類 第一種区画漁業	漁業の名称	漁業 時期
魚類小割り式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	魚類小割り式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	一月一日から十二月三十一日まで

- 1 漁業の種類 第一種区画漁業  
2 漁業の名称及び漁業時期

- 一 公示番号 区第四十二号  
二 免許の内容たるべき事項

- 三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

- 四 地元地区 鳴門市瀬戸町室及び撫佐

- 一 公示番号 区第四十二号  
二 免許の内容たるべき事項

- 1 漁業の種類 第一種区画漁業  
2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業	漁業の名称	漁業 時期
魚類小割り式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	魚類小割り式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 鳴門市ウチノ海  
4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ、基点区第七十六号及び基点区第七十五号の各点を順次に結んだ六直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点区第七十三号 鳴門市瀬戸町小島田字馬越通称馬越えの鼻に標示した標識  
基点区第六十九号の二 鳴門市鳴門町土佐泊浦字大毛通称ヤケ谷の鼻に標示した標識  
イ 基点区第七十三号から基点区第六十九号の二見通し線上二百メートルの点  
ロ 基点区第七十三号から百三十度、四百メートルの点

- 基点区第七十四号 鳴門市瀬戸町堂浦字阿波井通称いかだ磯の鼻に標示した標識  
基点区第七十七号の一 鳴門市鳴門町高島字中島長崎山通称みてぐらの鼻に標示した標識  
ハ 基点区第七十四号から基点区第七十七号の一見通し線上百二十五メートルの点

- 基点区第七十六号 鳴門市瀬戸町堂浦字阿波井七二番の七に標示した標識  
基点区第七十八号 鳴門市鳴門町高島字山路長崎山に標示した標識  
ニ 基点区第七十六号から基点区第七十八号見通し線上百二十五メートルの点

- 三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区 鳴門市瀬戸町堂浦

- 一 公示番号 区第四十三号  
二 免許の内容たるべき事項

- 1 漁業の種類 第一種区画漁業  
2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業	漁業の名称	漁業 時期
魚類小割り式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	魚類小割り式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 鳴門市ウチノ海  
4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲ま

れた区域  
 基点区第六十八号 鳴門市鳴門町土佐泊浦字大毛二五三番通称ヨタイ谷の鼻に標示した標識

イ 基点区第六十八号から三百三十度、二百二十メートルの点

ロ 基点区第六十八号から三百四十五度、百三十メートルの点

基点区第六十九号の一 鳴門市鳴門町土佐泊浦字大毛二四七番通称ウノ鼻に標示した標識

ハ 基点区第六十九号の一から鳴門市瀬戸町鏡島最高頂見通し線上三百三十メートルの点

ニ 基点区第六十九号の一から鳴門市瀬戸町鏡島最高頂見通し線上四百三十メートルの点

三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区 鳴門市瀬戸町室及び撫佐

一 公示番号 区第四十四号

二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
かき垂下式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 鳴門市ウチノ海

4 漁場の区域 次の基点区第七十七号の二、イ、ロ及び基点区第七十七号の四の各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点区第七十七号の二 鳴門市鳴門町高島字中島長崎山に標示した標識

基点区第六十九号の一 鳴門市鳴門町土佐泊浦字大毛二四七番通称ウノ鼻に標示した標識

イ 基点区第七十七号の二から基点区第六十九号の一見通し線上二百メートルの点

基点区第七十七号の三 鳴門市鳴門町高島字中島通称二十貫の鼻に標示した標識

基点区第七十七号の四 基点区第七十七号の三から百十度、二十メートルの点に標示した標識

ロ 基点区第七十七号の四から二十五度三十分、二百メートルの点

三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区 鳴門市瀬戸町堂浦

一 公示番号 区第四十五号

二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
かき垂下式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 鳴門市ウチノ海

4 漁場の区域 次の基点区第八十号、イ、ロ、ハ及び基点区第七十八号の各点を順次に結んだ四直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点区第八十号 鳴門市鳴門町高島字山路一八番に標示した標識

基点区第七十六号 鳴門市瀬戸町堂浦字阿波井七二番の七に標示した標識

イ 基点区第八十号から基点区第七十六号見通し線上二百五十メートルの点

基点区第七十九号 鳴門市鳴門町高島字山路一三一番の二に標示した標識

ロ 基点区第七十九号から基点区第七十六号見通し線上三百五十メートルの点

基点区第七十八号 鳴門市鳴門町高島字山路長崎山に標示した標識

基点区第七十八号から三百二十七度、二百メートルの点

ハ 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区 鳴門市鳴門町土佐泊浦字土佐泊

一 公示番号 区第四十六号

二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
かき垂下式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 鳴門市ウチノ海

4 漁場の区域 次の基点区第六十八号とイの点を結ぶ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点区第六十八号 鳴門市鳴門町土佐泊浦字大毛二五三番通称ヨタイ谷の鼻に標示した標識

イ 基点区第六十八号から十六度の直線と最大高潮時海岸線との交点

- 三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
- 四 地元地区 鳴門市瀬戸町堂浦、室及び撫佐並びに鳴門市

- 一 公示番号 区第四十七号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
かき垂下式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 鳴門市ウチノ海
- 4 漁場の区域 次の基点区第七十二号の三、イ、ロ、ハ及び基点区第六十九号の五の各点を順次に結んだ四直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点区第七十二号の三 鳴門市鳴門町土佐泊浦字大谷通称ナカ鼻
- 基点区第六十九号の三 鳴門市鳴門町土佐泊浦字大毛通称平谷に標示した標識
- 基点区第七十二号の一 鳴門市鳴門町土佐泊浦字大谷二〇一番の一通称鹿の首南岸に標示した標識

- 基点区第六十九号の五 鳴門市鳴門町土佐泊浦字大毛に標示した標識
- イ 基点区第七十二号の三と基点区第六十九号の三を結んだ直線と基点区第七十二号の一と基点区第六十九号の五を結んだ直線との交点
- ロ 基点区第七十号から三百五十分、三百四十メートルの点
- ハ 基点区第七十号から三百二十一度、三百メートルの点
- 三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
- 四 地元地区 鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池、字大毛、字黒山、字大谷及び字高砂

- 一 公示番号 区第四十八号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
藻類養殖業	十月一日から六月三十日まで

- 3 漁場の位置 鳴門市鳴門町土佐泊浦字大毛地先
- 4 漁場の区域 次の基点区第八十八号の五、イ、ロ、ハ、ニ及び基点区第八十九号の各点を順次に結んだ五直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点区第八十八号の三 鳴門市鳴門町土佐泊浦字大毛亀浦港東防波堤基部
- 基点区第八十八号の五 基点区第八十八号の三から護岸上北へ二十五メートルの点
- 基点区第八十八号の一 鳴門市鳴門町土佐泊浦字大毛通称ナゴウラ手前の鼻
- イ 基点区第八十八号の一から二百八十二度、三百五十メートルの点
- ロ 基点区第八十八号の一から三百四十度、百九十メートルの点
- 端 基点区第八十八号 鳴門市鳴門町土佐泊浦字大毛旧淡路フェリーポート亀浦港敷地北
- ハ 基点区第八十八号から二十一度三十分、四百四十メートルの点
- 基点区第八十九号 鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池通称大石の鼻
- ニ 基点区第八十九号から三百五十分、五十メートルの点

- 三 制限又は条件 旧淡路フェリー発着場への航路を確保すること。また、養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
- 四 地元地区 鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池、字大毛、字黒山、字大谷及び字高砂

- 一 公示番号 区第四十九号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
藻類養殖業	十月一日から六月三十日まで

- 3 漁場の位置 鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池地先
- 4 漁場の区域 次の基点区第九十号の三、イ及び基点区第九十号の一の各点を順次に結んだ二直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点区第九十号の三 鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池亀浦漁港北防波堤突端
- 基点区第九十号の一 鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池七〇番通称時崎の鼻に標示した標識
- イ 基点区第六十三号 鳴門市瀬戸町堂浦字阿波井通称竹が谷の鼻
- 基点区第九十号の一から基点区第六十三号見通し線上二百メートルの点

- 三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
- 四 地元地区 鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池、字大毛、字黒山、字大谷及び字高砂

- 一 公示番号 区第五十号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称
藻類養殖業	漁業
	時期
十月一日から六月三十日まで	

- 3 漁場の位置 鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池地先
- 4 漁場の区域 次の基点区第九十号のイ、ロ及び基点区第九十二号の各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点区第九十号のイ 鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池七〇番通称時崎の鼻に標示した標識
- 基点区第六十三号 鳴門市瀬戸町堂浦字阿波井通称竹が谷の鼻
- イ 基点区第九十号のイから基点区第六十三号見通し線上二百メートルの点
- 基点区第九十一号 鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池七四番の二通称御膳石
- ロ 基点区第九十一号から三百五十四度三十分、百メートルの点
- 基点区第九十二号 鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池六五番の一 通称孫崎の鼻
- 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

- 四 地元地区 鳴門市鳴門町
- 一 公示番号 区第五十一号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称
藻類養殖業	漁業
	時期
十月一日から六月三十日まで	

- 3 漁場の位置 鳴門市鳴門町土佐泊浦地先
- 4 漁場の区域 次の基点区第九十二号、基点区第九十三号、イ及び基点区第九十四号の各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点区第九十二号 鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池六五番の一 通称孫崎の鼻
- 基点区第九十三号 鳴門市鳴門町裸島東北端

- 基点区第九十四号 鳴門市鳴門町土佐泊浦字大毛に標示した標識
- イ 基点区第九十四号から九十九度三十分、六百メートルの点
- 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
- 四 地元地区 鳴門市鳴門町
- 一 公示番号 区第五十二号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称
藻類養殖業	漁業
	時期
十月一日から六月三十日まで	

- 3 漁場の位置 鳴門市鳴門町地先
- 4 漁場の区域 次の基点区第九十四号、イ、ロ及びハの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点区第九十四号 鳴門市鳴門町土佐泊浦字大毛に標示した標識
- イ 基点区第九十四号から九十九度三十分、六百メートルの点
- 基点区第九十五号 鳴門市鳴門町土佐泊浦字高砂通称竜宮磯東端に標示した標識
- 基点区第九十五号のイ 基点区第九十五号から二百度、百メートルの点
- ロ 基点区第九十五号のイから百二十二度五分、八百九十九メートルの点
- ハ 口から二百七十二度五分の直線と最大高潮時海岸線との交点
- 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
- 四 地元地区 鳴門市鳴門町
- 一 公示番号 区第五十三号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称
藻類養殖業	漁業
	時期
十月一日から六月三十日まで	

- 3 漁場の位置 鳴門市鳴門町三ツ石地先
- 4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域

- 基点区第九十六号 鳴門市鳴門町高島字山路番外一番の二に標示した標識
- イ 基点区第九十六号から百四十八度三十分、百五十四メートルの点
- ロ 基点区第九十六号から百二十二度、四百三十三メートルの点
- ハ 基点区第九十六号から百三十三度三十分、四百五十五メートルの点
- ニ 基点区第九十六号から百六十三度三十分、二百八メートルの点
- 三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
- 四 地元地区 鳴門市鳴門町

- 一 公示番号 区第五十四号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
藻類養殖業	十月一日から六月三十日まで

- 3 漁場の位置 鳴門市鳴門町土佐泊及び三ツ石地先
- 4 漁場の区域 次の基点区第五号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ及び基点区第九十八号の二を順次に結んだ七直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- イ 基点区第五号 鳴門市鳴門町土佐泊浦字土佐泊二五番通称大串の鼻に標示した標識
- ロ 基点区第九十八号の二 鳴門市鳴門町三ツ石字南大手五番の四地先護岸に標示した標識

- 基点区第九十八号の二 鳴門市鳴門町三ツ石字南大手五番の四地先護岸に標示した標識
- イ 基点区第九十八号の二 鳴門市鳴門町三ツ石字南大手五番の四地先護岸に標示した標識
- ロ 基点区第九十八号の二 鳴門市鳴門町三ツ石字南大手五番の四地先護岸に標示した標識
- ハ 基点区第九十八号から百六十一度三十分、三百四十一メートルの点
- ニ 基点区第九十八号から二百十八度三十分、二百八十八メートルの点
- ホ 基点区第九十八号から二百二十五度、二百二十二メートルの点
- ヘ 基点区第九十八号から基点区第五十三号の六見通し線上二百二十五メートルの点
- 三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
- 四 地元地区 鳴門市鳴門町

一 公示番号 区第五十五号

- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
藻類養殖業	十月一日から六月三十日まで

- 3 漁場の位置 鳴門市鳴門町土佐泊浦地先
- 4 漁場の区域 次の基点区第七号、イ、ロ及び基点区第五号を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- イ 基点区第七号 鳴門市鳴門町土佐泊浦字土佐泊渡船場防波堤基部
- ロ 基点区第六号 鳴門市鳴門町土佐泊浦字土佐泊二七八番地先突堤突端
- ニ 基点区第五号 鳴門市鳴門町土佐泊浦字土佐泊二五番通称大串の鼻に標示した標識
- 三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
- 四 地元地区 鳴門市鳴門町土佐泊浦字土佐泊

- 一 公示番号 区第五十六号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
藻類養殖業	十月一日から六月三十日まで

- 3 漁場の位置 鳴門市鳴門町鍋島沖合
- 4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域
- イ 基点区第三号 鳴門市鳴門町鍋島北端中央小鳴門橋中央橋台
- ロ 基点区第三号から二百九十一度三十分、五十メートルの点
- ハ 基点区第四号 鳴門市鳴門町鍋島南端中央小鳴門橋中央橋台
- ニ 基点区第四号から二百九十一度三十分、百メートルの点

- 三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認



四 地元地区 鳴門市鳴門町  
 できる標識を設置しなければならない。

- 一 公示番号 区第五十七号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
藻類養殖業	十月一日から六月三十日まで

- 3 漁場の位置 鳴門市鳴門町鍋島沖合
- 4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域

- 一 公示番号 区第五十八号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
わかめ養殖業	十月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 鳴門市撫養町岡崎地先
- 4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域

- 一 基点区第八号の一 鳴門市撫養町岡崎字二等道路東九九番の一に標示した標識
- イ 基点区第八号の一から三百三十五度、百五十メートルの点
- ロ 基点区第八号の一から三十二度、百二十メートルの点

- ハ 基点区第八号の一から九十一度、百二十メートルの点
- ニ 基点区第八号の一から百十八度、八十メートルの点
- 三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
- 四 地元地区 鳴門市里浦町

- 一 公示番号 区第五十九号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
藻類養殖業	十月一日から六月三十日まで

- 3 漁場の位置 鳴門市里浦町地先
- 4 漁場の区域 次の基点区第八号、イ、ロ及び基点区第九号の各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 一 公示番号 区第六十号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
藻類養殖業	十月一日から六月三十日まで

- 3 漁場の位置 鳴門市里浦町地先
- 4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ及びイの各点を順次に結んだ八直線によって囲まれた区域

- 一 基点区第十号 鳴門市里浦町里浦字平松三四番大磯崎から海岸線南へ二百メートル

- の点に標示した標識
- イ 基点区第百十号から百十一度三十分、百メートルの点
  - ロ 基点区第百十号から百十一度三十分、二百五十メートルの点
  - ハ 基点区第百十号から百九十一度三十分、千五百メートルの点
  - ニ 基点区第百十二号から百三十一度、三百八十メートルの点
  - ホ 基点区第百十三号から百七度三十分、三百五十メートルの点
  - ヘ 基点区第百十三号から百七度三十分、百メートルの点
  - ト 基点区第百十二号から百七度三十分、百メートルの点
  - チ 基点区第百十一号から百四度三十分、百メートルの点
- 三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
- 四 地元地区 鳴門市里浦町

わかめ養殖業	漁業の名称	漁業時期
		十月一日から五月三十一日まで

- 三 漁場の位置 鳴門市里浦町沖合
- 四 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ及びびイの各点を順次に結んだ九直線によって囲まれた区域
- 基点区第百十号 鳴門市里浦町里浦字平松三四番大磯崎から海岸線南へ二百メートルの点に標示した標識
- イ 基点区第百十号から百十一度三十分、二百五十メートルの点
  - ロ 基点区第百十号から百十一度三十分、六百メートルの点
  - ハ 基点区第百十号から百三十三度、八百七十メートルの点
  - ニ 基点区第百十一号 鳴門市里浦町里浦字片桐二六二番の一に標示した標識
  - チ 基点区第百十一号から百四度三十分、千メートルの点
  - ト 基点区第百十三号 鳴門市里浦町里浦字恵美寿旧吉野川左岸導流堤基部から北へ九十メートルの点に標示した標識
  - ホ 基点区第百十二号 基点区第百十三号から北へ九百八十メートル鳴門市里浦町里浦字

- 恵美寿地先に標示した標識
- ホ 基点区第百十二号から百七度三十分、千四百メートルの点
  - ヘ 基点区第百十三号から百七度三十分、五百メートルの点
  - ト 基点区第百十三号から百七度三十分、三百五十メートルの点
  - チ 基点区第百十二号から百三十一度、三百八十メートルの点
  - リ 基点区第百十号から百九十一度三十分、千五百メートルの点
- 三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
- 四 地元地区 鳴門市里浦町

わかめ養殖業	漁業の名称	漁業時期
		十月一日から五月三十一日まで

- 三 漁場の位置 板野郡松茂町沖合
- 四 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及びびイの各点を順次に結んだ六直線によって囲まれた区域
- イ 基点区第百十四号 板野郡松茂町豊久字豊久開拓四五四番旧吉野川右岸導流堤基部
  - ロ 基点区第百十四号から導流堤上五百メートルの点
  - ハ 旧吉野川右岸導流堤突端
  - ニ 基点区第百十五号から百七度、千三百メートルの点
  - ホ 基点区第百十五号から百七度、九百五十メートルの点
  - ヘ 基点区第百十五号から九十八度、九百五十メートルの点
- 三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
- 四 地元地区 鳴門市里浦町

- 一 公示番号 区第六十三号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 一 漁業の種類 第一種区画漁業
- 二 漁業の名称及び漁業時期
- 漁業の名称
- 漁業時期

藻類養殖業	十月一日から五月三十一日まで
-------	----------------

3 漁場の位置 板野郡松茂町豊久沖合  
4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、及びびイの各点を順次に結んだ十三直線によって囲まれた区域

イ 基点区第十五号 板野郡松茂町豊久開拓五〇番に標示した標識  
ロ 基点区第十五号から百七度、千三百メートルの点  
ハ 基点区第十五号から百七十七度、九百五十メートルの点  
ニ 基点区第十五号から百四十七度三十分、千三百五十メートルの点  
ホ 基点区第十六号から六十一度三十分、千三百メートルの点  
ヘ 基点区第十六号から七十二度三十分、九百八十メートルの点  
ト 基点区第十六号から八十度、九百メートルの点  
チ 基点区第十六号から八十五度、八百メートルの点  
リ 基点区第十六号から八十七度三十分、六百九十メートルの点  
ヌ 基点区第十六号から八十八度三十分、五百七十メートルの点  
ル 基点区第十六号から百七度、五百メートルの点  
ヲ 基点区第十六号から百七十七度、二千メートルの点

基点区第十五号の一 板野郡松茂町豊久開拓一番の五〇に標示した標識  
基点区第十五号の一から百十度、千八百メートルの点  
制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区 板野郡松茂町

一 公示番号 区第六十四号  
二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第一種区画漁業  
2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称 漁業 時期  
十月一日から五月三十一日まで

3 漁場の位置 板野郡松茂町長原沖合  
4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及びびイの各点を順次に結んだ六直線によって囲まれた区域

イ 基点区第十六号 板野郡松茂町豊岡字山ノ手通称切戸に標示した標識  
基点区第十六号から百七度、五百メートルの点

基点区第十六号から百七十七度、二千メートルの点  
基点区第十六号から八十五度、八百メートルの点  
基点区第十六号から八十七度三十分、六百九十メートルの点  
基点区第十六号から八十八度三十分、五百七十メートルの点  
基点区第十六号から百七度、五百メートルの点  
基点区第十六号から百七十七度、二千メートルの点

基点区第十六号の一 板野郡松茂町豊久開拓一番の五〇に標示した標識  
基点区第十六号の一から百十度、千八百メートルの点  
制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区 板野郡松茂町

一 公示番号 区第六十五号  
二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第一種区画漁業  
2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称 漁業 時期  
十月一日から五月三十一日まで

3 漁場の位置 板野郡松茂町長原沖合  
4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及びびイの各点を順次に結んだ六直線によって囲まれた区域

イ 基点区第十六号 板野郡松茂町豊岡字山ノ手通称切戸に標示した標識  
基点区第十六号から百七度、五百メートルの点

藻類養殖業	十月一日から五月三十一日まで
-------	----------------

ロ 基点区第十六号から百七度、二千メートルの点  
基点区第十七号 板野郡松茂町長原今切川左岸導流堤基部  
基点区第十七号から八十五度三十分、二千メートルの点  
基点区第十七号から九十二度、千六百メートルの点  
基点区第十七号から九十九度三十分、千五百メートルの点  
基点区第十七号から九十九度三十分、五百メートルの点

養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区 板野郡松茂町及び徳島市川内町

一 公示番号 区第六十八号  
二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第一種区画漁業  
2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称 漁業 時期  
十月一日から五月三十一日まで

3 漁場の位置 徳島市川内町小松沖合  
4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及びびイの各点を順次に結んだ六直線によって囲まれた区域

イ 基点区第十八号 徳島市川内町旭野今切川右岸導流堤基部  
基点区第十八号から九十度、五百メートルの点  
基点区第十八号から九十度、千メートルの点  
基点区第十八号から九十七度、千五百メートルの点  
基点区第十八号から百七度、二千メートルの点  
基点区第十九号 徳島市川内町旭野吉野川左岸〇・〇キロメートルキロ杭  
基点区第十九号から九十度、千五百メートルの点  
基点区第十九号から九十度、三百メートルの点

養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区 板野郡松茂町及び徳島市川内町

一 公示番号 区第六十八号  
二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第一種区画漁業  
2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称 漁業 時期

3 漁場の位置 板野郡松茂町長原沖合  
4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及びびイの各点を順次に結んだ六直線によって囲まれた区域

イ 基点区第十六号 板野郡松茂町豊岡字山ノ手通称切戸に標示した標識  
基点区第十六号から百七度、五百メートルの点

基点区第十六号から百七十七度、二千メートルの点  
基点区第十六号から八十五度、八百メートルの点  
基点区第十六号から八十七度三十分、六百九十メートルの点  
基点区第十六号から八十八度三十分、五百七十メートルの点  
基点区第十六号から百七度、五百メートルの点  
基点区第十六号から百七十七度、二千メートルの点

基点区第十六号の一 板野郡松茂町豊久開拓一番の五〇に標示した標識  
基点区第十六号の一から百十度、千八百メートルの点  
制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

藻類養殖業

十月一日から五月三十一日まで

洲五丁目まで

- 3 漁場の位置 徳島市吉野川河口
- 4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域

- イ 基点区第百十九号 徳島市川内町旭野吉野川左岸〇・〇キロメートルキロ杭
- ロ 基点区第百十九号から百七十二度、四百七十メートルの点
- 基点区第百二十号 徳島市北沖洲吉野川右岸〇・〇キロメートルキロ杭
- ハ 基点区第百二十号から百七度、千五百メートルの点
- ニ 基点区第百二十号から百七度、三百メートルの点

- 三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

- 四 地元地区 板野郡松茂町及び徳島市川内町

- 一 公示番号 区第六十九号
- 二 免許の内容たるべき事項

- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
のり養殖業	十月一日から五月三十一日まで

- 3 漁場の位置 徳島市北沖洲地先
- 4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及びイの各点を順次に結んだ六直線によって囲まれた区域

- イ 基点区第百二十号 徳島市北沖洲吉野川右岸〇・〇キロメートルキロ杭
- ロ 基点区第百二十号から百七度、百二十七メートルの点
- ハ 基点区第百二十号から百七度、八百七十メートルの点
- ニ 基点区第百二十号から百四十五度三十分、千二十メートルの点
- ホ 基点区第百二十一号 基点区第百二十号から沖洲護岸堤防上南へ五百五十メートルの点に標示した標識
- ヘ 基点区第百二十一号見通し線上四百二十九メートルの点

- 三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

- 四 地元地区 徳島市北沖洲一丁目から北沖洲四丁目まで及び南沖洲一丁目から南沖

- 一 公示番号 区第七十号
- 二 免許の内容たるべき事項

- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
のり養殖業	十月一日から五月三十一日まで

- 3 漁場の位置 徳島市地先
- 4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及びイの各点を順次に結んだ六直線によって囲まれた区域

- イ 基点区第百二十号 徳島市北沖洲吉野川右岸〇・〇キロメートルキロ杭
- ロ 基点区第百二十号から百七度、八百七十メートルの点
- ハ 基点区第百二十号から百四十二度三十分、千四百八十五メートルの点
- ニ 基点区第百二十号から百五十一度、千七百七十五メートルの点
- ホ 基点区第百二十号から百四十三度三十分、千七十五メートルの点
- ヘ 基点区第百二十号から百四十五度三十分、千二十メートルの点

- 三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

- 四 地元地区 徳島市津田町、津田本町、新浜町及び新浜本町

- 一 公示番号 区第七十一号
- 二 免許の内容たるべき事項

- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
のり養殖業	十月一日から五月三十一日まで

- 3 漁場の位置 徳島市津田海岸町木工団地沖合
- 4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域

- イ 基点区第百二十五号の一 徳島市徳島小松島港津田外防波堤南端
- ロ 基点区第百二十五号の一から五十九度、四百十五メートルの点
- 基点区第百二十五号の一から四十一度、千メートルの点

- 一 公示番号 区第七十二号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 三 漁業の種類 第一種区画漁業
- 四 漁業の名称及び漁業時期

藻類養殖業	漁業の名称	漁業時期
		十月一日から五月三十一日まで

- 一 公示番号 区第七十三号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 三 漁業の種類 第一種区画漁業
- 四 漁業の名称及び漁業時期

藻類養殖業	漁業の名称	漁業時期
		十月一日から五月三十一日まで

- 一 公示番号 区第七十四号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 三 漁業の種類 第一種区画漁業
- 四 漁業の名称及び漁業時期

藻類養殖業	漁業の名称	漁業時期
		十月一日から五月三十一日まで

- 一 公示番号 区第七十五号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 三 漁業の種類 第一種区画漁業
- 四 漁業の名称及び漁業時期

藻類養殖業	漁業の名称	漁業時期
		十月一日から五月三十一日まで

- 一 公示番号 区第七十四号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 三 漁業の種類 第一種区画漁業
- 四 漁業の名称及び漁業時期

藻類養殖業	漁業の名称	漁業時期
		十月一日から五月三十一日まで

- 一 公示番号 区第七十五号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 三 漁業の種類 第一種区画漁業
- 四 漁業の名称及び漁業時期

藻類養殖業	漁業の名称	漁業時期
		十月一日から五月三十一日まで

- 一 公示番号 区第七十五号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 三 漁業の種類 第一種区画漁業
- 四 漁業の名称及び漁業時期

藻類養殖業	漁業の名称	漁業時期
		十月一日から五月三十一日まで

わかめ養殖業

十月一日から五月三十一日まで

- 3 漁場の位置 徳島市大原町沖合
- 4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ及びイの各点を順次に結んだ五直線によって囲まれた区域

基点区第百二十九号 小松島市中田町字東山通称高曾根灯台

- イ 基点区第百二十九号から三百四十九度三十分、六百八十メートルの点
- ロ 基点区第百二十九号から十一度、六百五十メートルの点
- ハ 基点区第百二十九号から十九度、五百二十メートルの点
- ニ 基点区第百二十九号から十九度、百五十五メートルの点
- ホ 基点区第百二十九号から三百二十二度、百八十五メートルの点

三、制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区 小松島市小松島町、横須町、中田町及び金磯町

- 一 公示番号 区第七十六号
- 二 免許の内容たるべき事項

- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

わかめ養殖業	漁業の名称	漁業時期
		十月一日から五月三十一日まで

- 3 漁場の位置 小松島市横須町沖合
- 4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域

基点区第百三十二号の一 小松島市横須町旧大阪セメント埋立地東北端から防波堤上南西へ百メートルの点

- イ 基点区第百三十二号の一から五十四度、百八十メートルの点
- ロ 基点区第百三十二号の一から九十九度三十分、千百十メートルの点
- ハ 基点区第百三十二号の一から百七度、千五十メートルの点
- ニ 基点区第百三十二号の一から百七度、五十メートルの点

三、制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区 小松島市小松島町、横須町、中田町及び金磯町

- 一 公示番号 区第七十七号
- 二 免許の内容たるべき事項

- 1 漁業の種類 第一種区画漁業

- 2 漁業の名称及び漁業時期

藻類養殖業	漁業の名称	漁業時期
		十月一日から五月三十一日まで

- 3 漁場の位置 小松島市和田島町地先
- 4 漁場の区域 次の基点区第百三十六号の三、イ及びロの各点を順次に結んだ二直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- イ 基点区第百三十六号の三 小松島市和田島町字西林堤防突端
- ロ 基点区第百三十六号の四 小松島市和田島町字洲端突堤突端

三、制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区 小松島市和田島町

- 一 公示番号 区第七十八号
- 二 免許の内容たるべき事項

- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

藻類養殖業	漁業の名称	漁業時期
		十月一日から五月三十一日まで

- 3 漁場の位置 小松島市和田島町地先
- 4 漁場の区域 次の基点区第百三十七号、イ、ロ、ハ、ニ及び基点区第百四十一号の二の各点を順次に結んだ五直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- イ 基点区第百三十七号 小松島市和田島町字遠見和田ノ鼻灯台
- ロ 基点区第百三十七号から四十七度三十分、五百二十五メートルの点
- ハ 基点区第百四十号 小松島市和田島町字東浜手に標示した標識
- ニ 基点区第百四十号から七十七度、八百九十メートルの点

三、制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

- 一 公示番号 区第七十九号
- 二 免許の内容たるべき事項

- 1 漁業の種類 第一種区画漁業

- 三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。  
小松島市和田島町
- 四 地元地区

- 一 公示番号 区第八十号  
二 免許の内容たるべき事項  
1 漁業の種類 第一種区画漁業  
2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
藻類養殖業		十月一日から五月三十一日まで

- 3 漁場の位置 阿南市那賀川町江野島沖合  
4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域

- 基点区第四百一十一号の二 小松島市和田島町字東浜手六番海岸保全区域標杭の七番通称三石柱から護岸上南へ五十四メートルの点  
イ 基点区第四百一十一号の二から六十二度、二百メートルの点  
ロ 基点区第四百一十一号の二から六十二度、千二百メートルの点  
基点区第四百一十二号 阿南市那賀川町江野島今津漁港北防波堤基部  
ハ 基点区第四百一十二号から六十二度、千六百メートルの点  
ニ 基点区第四百一十二号から六十二度、二百メートルの点  
三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。  
四 地元地区 阿南市那賀川町江野島、色ヶ島、芳崎及び今津浦

- 一 公示番号 区第八十二号  
二 免許の内容たるべき事項  
1 漁業の種類 第一種区画漁業  
2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
藻類養殖業		十月一日から五月三十一日まで

- 3 漁場の位置 阿南市那賀川町色ヶ島沖合  
4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、基点区第四百一十四号の一及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域

基点区第四百一十三号 阿南市那賀川町色ヶ島今津漁港南防波堤基部

- イ 基点区第四百一十三号から六十二度、二百メートルの点  
ロ 基点区第四百一十三号から六十二度、千七百メートルの点  
基点区第四百一十四号の一 阿南市那賀川町葎屋地先の護岸上に標示した標識  
ハ 基点区第四百一十四号の一から六十二度、千四百五十メートルの点  
三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。  
四 地元地区 阿南市那賀川町江野島、色ヶ島、芳崎及び今津浦

- 一 公示番号 区第八十四号  
二 免許の内容たるべき事項  
1 漁業の種類 第一種区画漁業  
2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
藻類養殖業		十月一日から五月三十一日まで

- 3 漁場の位置 阿南市那賀川町みどり台地先  
4 漁場の区域 次の基点区第四百一十四号の一、イ、ロ及びハの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
イ 基点区第四百一十四号の一 阿南市那賀川町葎屋地先の護岸上に標示した標識  
ロ 基点区第四百一十四号の一から六十二度、千四百五十メートルの点  
ハ 基点区第四百一十五号から八度三十分、九百八十メートルの点  
ニ 基点区第四百一十五号から北防波堤上四百五十メートルの点  
三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。  
四 地元地区 阿南市那賀川町上福井、中島、工池及び葎屋並びに住吉町及び領家町

- 一 公示番号 区第八十五号  
二 免許の内容たるべき事項

- 1 漁業の種類 第一種区画漁業  
2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
藻類養殖業		十月一日から五月三十一日まで

- 3 漁場の位置 阿南市辰巳町沖合  
4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲ま

れた区域

基点区第四百四十七号 阿南市辰巳町通称開拓地東北端

イ 基点区第四百四十七号から三百三十一度三十分、二百六十メートルの点

ロ 基点区第四百四十七号から三百五十四度三十分、八百四十メートルの点

ハ 基点区第四百四十七号から二十七度三十分、九百十メートルの点

ニ 基点区第四百四十七号から六十二度、四百二十メートルの点

三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区 阿南市那賀川町上福井、中島、工地及び葎屋並びに住吉町及び領家町

一 公示番号 区第八十六号

二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
藻類養殖業	十月一日から六月三十日まで

3 漁場の位置 阿南市辰巳町沖合

4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域

イ 基点区第四百四十七号 阿南市辰巳町通称開拓地東北端

ロ 基点区第四百四十七号から六十二度、五百四十メートルの点

基点区第四百四十八号 阿南市富岡港北導流堤基部から護岸上北へ五十メートルの点に標示した標識

ハ 基点区第四百四十八号から九十度三十分、千五百メートルの点

ニ 基点区第四百四十八号から九十度三十分、五百五十メートルの点

三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区 阿南市福村町、畷町及び向原町

一 公示番号 区第八十七号

二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
漁業の名称	漁業時期

藻類養殖業

十月一日から六月三十日まで

3 漁場の位置 阿南市畷町地先

4 漁場の区域 次の基点区第五十号の一、イ、ロ、ハ及びニの各点を順次に結んだ四直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

イ 基点区第五十号の一 阿南市豊益町派川那賀川右岸導流堤突端

ロ 基点区第五十号の三 阿南市畷町亀崎突端

ハ 基点区第五十号の三から七十七度、三百七十メートルの点

ニ 基点区第五十号の一から導流堤上西へ二百メートルの点から基点区第五十号の三見通し線上千百メートルの点

イ 基点区第五十号の一から導流堤上西へ四百メートルの点から二見通し線上千百メートルの点

ロ 基点区第五十号の三から導流堤上東へ二百メートルの点

三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区 阿南市福村町、畷町及び向原町

一 公示番号 区第八十八号

二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
藻類養殖業	十月一日から五月三十一日まで

3 漁場の位置 阿南市中林町沖合

4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト及びイの各点を順次に結んだ七直線によって囲まれた区域

イ 基点区第五十号の三 阿南市畷町亀崎突端

ロ 基点区第五十号の三から阿南市畷町地先丸島南端見通し線上三百メートルの点

ハ 基点区第五十号の三から阿南市畷町地先丸島南端見通し線上四百五十メートルの点

ニ 基点区第五十一号 阿南市中林町通称唐人場角に標示した標識

ホ 基点区第五十一号の二から百三十度、四百二十メートルの点

ヘ 基点区第五十一号の一 阿南市中林町中林漁港北防波堤基部

ト 基点区第五十一号の一から百五十九度、五百二十メートルの点

基点区第五十一号の二から百七十度三十分、三百八十メートルの点



- ト 基点区第百五十一号から百三十度、三百メートルの点
- 三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
- 四 地元地区 阿南市中林町

- 一 公示番号 区第八十九号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
藻類養殖業	十月一日から五月三十一日まで

- 3 漁場の位置 阿南市中林町沖合
- 4 漁場の区域 次の基点区第百五十一号の一、イ、ロ、ハ及び基点区第百五十一号の一の各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域

- 基点区第百五十一号 阿南市中林町通称唐人場角に標示した標識
- イ 基点区第百五十一号から百三十度、百メートルの点
- ロ 基点区第百五十一号から百三十度、百五十メートルの点
- 基点区第百五十一号の一 阿南市中林町中林漁港北防波堤基部
- ハ 基点区第百五十一号の一から防波堤上二百五十メートルの点
- 三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
- 四 地元地区 阿南市中林町

- 一 公示番号 区第九十号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
藻類養殖業	十月一日から五月三十一日まで

- 3 漁場の位置 阿南市中林町沖合
- 4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域

- 基点区第百四十九号の一 阿南市中林町沖合通称舟磯最高頂
- イ 基点区第百四十九号の一から百八十度、九十メートルの点

- ロ 基点区第百四十九号の一から九十度、九十メートルの点
- ハ 基点区第百四十九号の一から百十七度、二百メートルの点
- ニ 基点区第百四十九号の一から百五十三度、二百メートルの点
- 三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
- 四 地元地区 阿南市中林町

- 一 公示番号 区第九十一号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
魚類養殖業	九月十五日から十二月三十日まで

- 3 漁場の位置 阿南市橘町袴傍示地先
- 4 漁場の区域 次の基点区第百六十三号、イ、ロ及び基点区第百六十四号の各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点区第百六十三号 阿南市橘町袴傍示二三番に標示した標識
- イ 基点区第百六十三号から阿南市橘町青木通称長崎の鼻見通し線上百メートルの点
- ロ 基点区第百六十四号 阿南市橘町袴傍示通称田の下に標示した標識
- 基点区第百六十四号から阿南市橘町幸田四〇番の八東南端見通し線上二百メートルの点
- 三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
- 四 地元地区 阿南市橘町

- 一 公示番号 区第九十二号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
魚類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 阿南市橘町高島地先

- 4 漁場の区域 次の基点区第七十号、基点区第七十一号及び基点区第七十号の  
一の各点を順次に結んだ二直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれ  
た区域

- 基点区第七十号 阿南市橋町高島通称小屋が谷の鼻に標示した標識  
基点区第七十一号 阿南市橋町高島通称かまの鼻  
基点区第七十号の一 阿南市橋町高島北端
- 三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認  
できる標識を設置しなければならない。
- 四 地元地区 阿南市橋町

- 一 公示番号 区第九十三号  
二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類・第一種区画漁業  
2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
魚類小割り式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 阿南市橋町高島地先  
4 漁場の区域 次の基点区第七十一号の二、イ、ロ及び基点区第七十一号の三の  
各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区  
域

- 基点区第七十一号の二 阿南市橋町高島通称古越東の中のハナ  
イ 基点区第七十一号の二から二百七十度、二百五十メートルの点  
基点区第七十一号の三 阿南市橋町高島通称中ジロ東の中のハナ  
ロ 基点区第七十一号の三から二百七十度、二百五十メートルの点
- 三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認  
できる標識を設置しなければならない。
- 四 地元地区 阿南市橋町

- 一 公示番号 区第九十四号  
二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第一種区画漁業  
2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
魚類小割り式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(くろまぐる養殖業を除く。)

- 3 漁場の位置 阿南市椿町ウルメ島沖合  
4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ及びイの各点を順次に結んだ八  
直線によって囲まれた区域

- 基点区第七十一号の四 阿南市椿町ウルメ島最高頂  
イ 基点区第七十一号の四から三百二十九度三十分、三百五十メートル  
の点  
ロ 基点区第七十一号の四から八度三十分、六百メートルの点  
ハ 基点区第七十一号の四から三十八度、六百メートルの点  
ニ 基点区第七十一号の四から三十八度、五百メートルの点  
ホ 基点区第七十二号の四から二十六度、四百八十メートルの点  
ヘ 基点区第七十一号の四から二十三度三十分、三百八十メートルの点  
ト 基点区第七十一号の四から六度三十分、三百八十メートルの点  
チ 基点区第七十一号の四から三百四十一度、二百五十メートルの点
- 三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認  
できる標識を設置しなければならない。
- 四 地元地区 阿南市橋町

- 一 公示番号 区第九十五号  
二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第一種区画漁業  
2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
のり養殖業	九月十五日から十二月三十日まで

- 3 漁場の位置 阿南市福井町地先  
4 漁場の区域 次の基点区第七十四号、イ、ロ及び基点区第七十五号の各点を順  
次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点区第七十四号 阿南市福井町浜田二〇九番石垣東の角に標示した標識  
基点区第七十七号 阿南市福井町寒谷通称白ころ小島北端  
イ 基点区第七十四号から基点区第七十七号見通し線上百メートルの  
点

- 基点区第七十五号 阿南市福井町浜田一六五番の一通称住吉石垣の角に標示した標  
識  
基点区第七十六号 阿南市福井町大戸一一一番の二に標示した標識  
ロ 基点区第七十五号から基点区第七十六号見通し線上百メートルの  
点

- 三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
- 四 地元地区 阿南市橋町、椿町及び椿泊町

- 一 公示番号 区第九十六号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
魚類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	九月十五日から十一月三十日まで

- 3 漁場の位置 阿南市福井町地先
- 4 漁場の区域 次の基点区第七十六号、基点区第七十七号及び基点区第七十八号の各点を順次に結んだ二直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点区第七十六号 阿南市福井町大戸一―一番の二に標示した標識
- 基点区第七十七号 阿南市福井町寒谷通称白ころ小島北端
- 基点区第七十八号 阿南市福井町赤崎二四六番通称赤婆の鼻に標示した標識
- 三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
- 四 地元地区 阿南市橋町、椿町及び椿泊町

- 一 公示番号 区第九十七号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
魚類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 阿南市椿町地先
- 4 漁場の区域 次の基点区第八十三号及び基点区第八十四号を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点区第八十三号 阿南市椿町楠ヶ浦通称津の峯に標示した標識
- 基点区第八十四号 阿南市椿町楠ヶ浦通称がねばの下の鼻に標示した標識
- 三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認

- 四 地元地区 阿南市橋町、椿町及び椿泊町

- 一 公示番号 区第九十八号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
魚類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 阿南市椿町楠ヶ浦地先
- 4 漁場の区域 次の基点区第八十五号及び基点区第八十六号並びに基点区第八十七号及び基点区第八十八号の各点をそれぞれ結んだ二直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点区第八十五号 阿南市椿町楠ヶ浦三〇番に標示した標識
- 基点区第八十六号 阿南市椿町大江三七番に標示した標識
- 基点区第八十七号 阿南市椿町大江三七番に標示した標識
- 基点区第八十八号 阿南市椿町大江二一番に標示した標識
- 三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
- 四 地元地区 阿南市橋町、椿町及び椿泊町

- 一 公示番号 区第九十九号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
魚類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 阿南市椿町地先
- 4 漁場の区域 次の基点区第九十九号、イ、ロ及び基点区第二百号の各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点区第九十九号 阿南市椿町平松東側八六番通称平松突堤基部
- 基点区第九十五号 阿南市椿泊町小吹川原西角に標示した標識

- イ 基点区第九十九号から基点区第九十五号見通し線上三百二十メートルの点
- 基点区第二百号 阿南市椿町小島通称松尾西の鼻
- ロ 基点区第二百号から阿南市椿泊町寺谷一番の旧椿泊漁業協同組合見通し線上三百メートルの点
- 三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
- 四 地元地区 阿南市椿泊町及び椿町

- 一 公示番号 区第百号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
真珠母貝養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 阿南市椿泊町地先
- 4 漁場の区域 次の基点区第九十九号、イ及び基点区第九十号の各点を順次に結んだ二直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点区第九十九号 阿南市椿町那波江に標示した標識
- 基点区第九十九号の一 阿南市中林町沖合通称舟磯最高頂
- イ 基点区第九十九号から基点区第九十九号の一見通し線上三百メートルの点
- 基点区第九十号 阿南市椿町那波江に標示した標識
- 三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
- 四 地元地区 阿南市椿泊町及び椿町

- 一 公示番号 区第百一号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
真珠母貝養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 阿南市椿町地先

- 4 漁場の区域 次の基点区第九十三号、イ及び基点区第九十四号の各点を順次に結んだ二直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点区第九十三号 阿南市椿町瀬井二番に標示した標識
- 基点区第九十七号 阿南市椿町高瀬七〇番に標示した標識
- イ 基点区第九十三号から基点区第九十七号見通し線上百メートルの点
- 基点区第九十四号 阿南市椿町谷ノ浦通称杓子の鼻に標示した標識
- 三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
- 四 地元地区 阿南市椿泊町及び椿町

- 一 公示番号 区第百二号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
魚類小割り式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 阿南市椿町地先
- 4 漁場の区域 次の基点区第九十七号、イ及び基点区第九十九号の各点を順次に結んだ二直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点区第九十七号 阿南市椿町高瀬七〇番に標示した標識
- 基点区第九十九号 阿南市椿町平松東側八六番通称平松突堤基部
- イ 基点区第九十九号から基点区第九十五号見通し線上百メートルの点
- 三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
- 四 地元地区 阿南市椿泊町及び椿町

- 一 公示番号 区第百三号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期

魚類小割り式養殖業  
(くろまぐる養殖業を除く。)

一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 海部郡美波町沖合  
4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域

基点区第二二三号 海部郡美波町西由岐筥野島北端

- イ 基点区第二二三号から二百八十四度三十分、百メートルの点  
ロ 基点区第二二三号から二百六十八度三十分、四十五メートルの点  
ハ 基点区第二二三号から二百二十九度三十分、百二十六メートルの点  
ニ 基点区第二二三号から二百五十度三十分、百五十六メートルの点  
三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。  
四 地元地区 海部郡美波町志和岐、東由岐及び西由岐

- 一 公示番号 区第四百号  
二 免許の内容たるべき事項

- 1 漁業の種類 第一種区画漁業  
2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
魚類小割り式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 海部郡美波町田井の浜沖合  
4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域

基点区第二二三号の一 海部郡美波町西由岐、田井界通称足摺の鼻

- イ 基点区第二二三号の一から二百八十度、三百二十五メートルの点  
ロ 基点区第二二三号の一から二百七十七度、五百メートルの点  
ハ 基点区第二二三号の一から二百五十七度、五百メートルの点  
ニ 基点区第二二三号の一から二百五十一度、三百五十メートルの点  
三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。  
四 地元地区 海部郡美波町木岐

- 一 公示番号 区第五百号  
二 免許の内容たるべき事項

- 1 漁業の種類 第一種区画漁業

- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
魚類小割り式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 海部郡美波町木岐山座沖合  
4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域

- 基点区第二二三号の二 海部郡美波町木岐通称浜詰  
イ 基点区第二二三号の二から五十三度、九百メートルの点  
ロ 基点区第二二三号の二から六十二度、千二百五メートルの点  
ハ 基点区第二二三号の二から百四十度、八百メートルの点  
ニ 基点区第二二三号の二から百四十八度、六百七十五メートルの点  
三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。  
四 地元地区 海部郡美波町木岐

- 一 公示番号 区第六号  
二 免許の内容たるべき事項

- 1 漁業の種類 第一種区画漁業  
2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
魚類小割り式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 海部郡美波町恵比須浜地先  
4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域

- 基点区第二四四号 海部郡美波町恵比須浜漁港西導流堤北端  
イ 基点区第二四四号から九度、二百二十メートルの点  
ロ 基点区第二四四号から二十二度、二百十八メートルの点  
ハ 基点区第二四四号から三十度、六十九メートルの点  
ニ 基点区第二四四号から三十五度、八十一メートルの点  
三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。  
四 地元地区 海部郡美波町赤松、恵比須浜、奥河内、北河内、西河内、日和佐浦及

び山河内

- 一 公示番号 区第七号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
魚類小割り式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 海部郡美波町恵比須浜沖合
- 4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域

基点区第二十五号 海部郡美波町恵比須浜西突堤先端  
イ 基点区第二十五号から二百二十二度三十七分、二百八十九メートルの点

- ロ 基点区第二十五号から二百十度二十五分、二百六十四メートルの点
- ハ 基点区第二十五号から二百四度十七分、四百六十三メートルの点
- ニ 基点区第二十五号から二百一十一度四十九分、四百七十九メートルの点
- 三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
- 四 地元地区 海部郡美波町赤松、恵比須浜、奥河内、北河内、西河内、日和佐浦及び山河内

- 一 公示番号 区第八号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
魚類小割り式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 海部郡美波町山河内沖合
- 4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域

基点区第二十五号 海部郡美波町山河内字明丸通称下明丸西鼻に標示した標識

- イ 基点区第二十五号から百五十七度三十分、三百二十五メートルの点
- ロ 基点区第二十五号から百四十八度、八百メートルの点
- ハ 基点区第二十五号から百七十八度、千メートルの点
- ニ 基点区第二十五号から二百四度三十分、六百六十二メートルの点
- 三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
- 四 地元地区 海部郡美波町赤松、恵比須浜、奥河内、北河内、西河内、日和佐浦及び山河内

- 一 公示番号 区第九号
- 二 免許の内容たるべき事項

- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
藻類養殖業	十月一日から四月三十日まで

- 3 漁場の位置 海部郡海陽町浅川地先
- 4 漁場の区域 次の基点区第二十六号の一と基点区第二十六号の二を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点区第二十六号の一 海部郡海陽町浅川字栗浦口九四番の六に標示した標識
- 基点区第二十六号の二 海部郡海陽町浅川通称なげ石北端
- 三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
- 四 地元地区 海部郡海陽町浅川

- 一 公示番号 区第十号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
魚類小割り式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 海部郡海陽町浅川沖合
- 4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域

- 基点区第二百六号 海部郡海陽町浅川通称加島北防波堤突端
  - イ 基点区第二百六号から三百十八度、百五十メートルの点
  - ロ 基点区第二百六号から二百十六度、百メートルの点
  - ハ 基点区第二百六号から二百四十四度、二百八十メートルの点
  - ニ 基点区第二百六号から二百八十三度、三百メートルの点
- 三 制限又は条件
  - 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
- 四 地元地区
  - 海部郡海陽町浅川

魚類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	漁業の名称	漁業時期
		一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 海部郡海陽町浅川沖合
  - 4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域
    - 基点区第二百六号の三 海部郡海陽町浅川港灯台
    - イ 基点区第二百六号の三から四十一度三十分、三百二十五メートルの点
    - ロ 基点区第二百六号の三から五十一度、五百二十メートルの点
    - ハ 基点区第二百六号の三から六十八度、四百九十メートルの点
    - ニ 基点区第二百六号の三から六十八度、二百九十メートルの点
- 三 制限又は条件
  - 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
- 四 地元地区
  - 海部郡海陽町浅川

魚類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	漁業の名称	漁業時期
		一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 海部郡海陽町浅川沖合
  - 4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域
    - 基点区第二百六号の四 海部郡牟岐町、海陽町界通称丸島最高頂
    - イ 基点区第二百六号の四から百三十度、千五百メートルの点
    - ロ 基点区第二百六号の四から百三十度、千三百五十メートルの点
    - ハ 基点区第二百六号の四から百五十度、千四百メートルの点
    - ニ 基点区第二百六号の四から百五十五度、千五百メートルの点
- 三 制限又は条件
  - 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
- 四 地元地区
  - 海部郡海陽町浅川

魚類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	漁業の名称	漁業時期
		一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 海部郡海陽町浅川沖合
  - 4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域
    - 基点区第二百六号の三 海部郡海陽町浅川港灯台
    - イ 基点区第二百六号の三から八十六度、六百九十メートルの点
    - ロ 基点区第二百六号の三から八十三度、九百三十メートルの点
    - ハ 基点区第二百六号の三から九十四度三十分、九百八十メートルの点
    - ニ 基点区第二百六号の三から百一度、七百五十メートルの点
- 三 制限又は条件
  - 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
- 四 地元地区
  - 海部郡海陽町浅川

魚類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	漁業の名称	漁業時期
		一月一日から十二月三十一日まで

漁業の名称 魚類小割り式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	漁業時期 一月一日から十二月三十一日まで
--------------------------------------	-------------------------

3 漁場の位置 海部郡海陽町那佐湾  
4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域

イ 基点区第二百七号 海部郡海陽町那佐港砂利積込棧橋東側の突端  
ロ 基点区第二百七号から七十八度、四百七十メートルの点  
ハ 基点区第二百七号から八十度、四百六十五メートルの点  
ニ 基点区第二百七号から七十二度、二百三十メートルの点  
基点区第二百七号から六十七度、二百四十メートルの点

三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。  
四 地元地区 海部郡海陽町那浦

一 公示番号 区第百十五号  
二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第一種区画漁業  
2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称 魚類小割り式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	漁業時期 一月一日から十二月三十一日まで
--------------------------------------	-------------------------

3 漁場の位置 海部郡海陽町那佐湾  
4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域

イ 基点区第二百七号 海部郡海陽町那佐港砂利積込棧橋東側の突端  
ロ 基点区第二百七号から百七十四度三十分、九十メートルの点  
ハ 基点区第二百七号から百七十八度三十分、百三十メートルの点  
ニ 基点区第二百七号から二百五十八度三十分、二百五十五メートルの点  
基点区第二百七号から二百五十八度三十分、二百五十五メートルの点

三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。  
四 地元地区 海部郡海陽町那浦

一 公示番号 区第百十六号

二 免許の内容たるべき事項  
1 漁業の種類 第一種区画漁業  
2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称 魚類小割り式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	漁業時期 一月一日から十二月三十一日まで
--------------------------------------	-------------------------

3 漁場の位置 海部郡海陽町那佐湾  
4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域

イ 基点区第二百七号 海部郡海陽町那佐港砂利積込棧橋東側の突端  
ロ 基点区第二百七号から九十三度、三百九十メートルの点  
ハ 基点区第二百七号から百二十度、四百メートルの点  
ニ 基点区第二百七号から百二十度、四百六十メートルの点  
基点区第二百七号から百度、百六十メートルの点

三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。  
四 地元地区 海部郡海陽町那浦

一 公示番号 区第百十七号  
二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第一種区画漁業  
2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称 魚類小割り式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	漁業時期 一月一日から十二月三十一日まで
--------------------------------------	-------------------------

3 漁場の位置 海部郡海陽町突喰浦地先  
4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域

イ 基点区第二百八号 海部郡海陽町突喰漁港水床に設置された突堤基部  
ロ 基点区第二百八号から四十四度三十分、三百八十メートルの点  
ハ 基点区第二百八号から七十九度、二百七十メートルの点  
ニ 基点区第二百八号から三十四度、五十七メートルの点  
基点区第二百八号から三十四度三十分、二百七十メートルの点

三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認



四 関係地区  
 できる標識を設置しなければならない。  
 海部郡海陽町穴喰浦、久保、日比原、尾崎、芥附、角坂、広岡、小谷、塩深、船津及び久尾

- 一 公示番号 区第百十八号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
魚類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 海部郡海陽町穴喰浦沖合  
 4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域

- 一 公示番号 区第百十九号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
くろまぐろ小割り式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 鳴門市北灘町大須沖合  
 4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ及びイの各点を順次に結んだ五直線によって

囲まれた区域  
 基点区第二号の二 徳島県、香川県界通称芝染の尾

イ 基点区第二号の二と香川県龍王山東窪重視線上千メートルの点  
 ロ 基点区第二号の二と香川県龍王山東窪重視線上千八百五十メートルの点

- 一 公示番号 区第百二十号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

四 地元地区 鳴門市北灘町

漁業の名称	漁業時期
くろまぐろ小割り式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 鳴門市北灘町折野沖合  
 4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域

- 一 公示番号 区第百二十一号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

四 地元地区 鳴門市北灘町

一 公示番号 区第百二十一号

- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

三 制限又は条件  
 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくしてはならない。また、養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

漁業の名称	漁業時期
くろまぐろ小割り式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 鳴門市北灘町折野沖合  
4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域

- 基点区第五号 鳴門市北灘町折野字東地五六番の一ネラガ谷下に標示した標識  
イ 基点区第五号から二百九十二度、八百メートルの点  
ロ 基点区第五号から三百二十一度四十六分、千四百九メートルの点  
ハ 基点区第五号から三百五十八度三十一分、千三百メートルの点  
ニ 基点区第五号から四度三十分、五百メートルの点

三 制限又は条件 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。また、養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。  
四 地元地区 鳴門市北灘町

- 一 公示番号 区第百二十二号  
二 免許の内容たるべき事項  
1 漁業の種類 第一種区画漁業  
2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
くろまぐろ小割り式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 鳴門市北灘町宿毛谷沖合  
4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域

- 基点区第六号の一 鳴門市北灘町鳥ヶ丸字女夫石谷一番の三暗渠（きま）  
イ 基点区第六号の一から三百四十二度四十六分、四百四十二メートルの点  
ロ 基点区第六号の一から三百五十三度二十八分、千七百七十七メートルの点  
ハ 基点区第十号 鳴門市北灘町宿毛谷字クロハエ六八番に標示した標識  
ニ 基点区第十号から九度五十八分、千二百四十四メートルの点

三 制限又は条件 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。また、養殖施設があることを標示するため漁場付近

四 地元地区 鳴門市北灘町  
を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

- 一 公示番号 区第百二十三号  
二 免許の内容たるべき事項  
1 漁業の種類 第一種区画漁業  
2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
くろまぐろ小割り式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 鳴門市北灘町大浦沖合  
4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域

- 基点区第十一号の一 鳴門市北灘町大浦漁港防波堤基部  
イ 基点区第十一号の一から五十五度、五百メートルの点  
ロ 基点区第十一号の一から九十九度五十三分、千三百三十九メートルの点  
ハ 基点区第十五号 鳴門市北灘町栗田字ハシカ谷一番の三水吞吐口に標示した標識  
ニ 基点区第十五号から三百二十五度二十五分、千二百四十七メートルの点

三 制限又は条件 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。また、養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。  
四 地元地区 鳴門市北灘町

- 一 公示番号 区第百二十四号  
二 免許の内容たるべき事項  
1 漁業の種類 第一種区画漁業  
2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
くろまぐろ小割り式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 鳴門市北灘町栗田沖合  
4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ及び基点区第十九号の一の各点を順次に結んだ五直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
基点区第十六号 鳴門市北灘町栗田字大岸八二番音谷川川口に標示した標識

- イ ロから百八十度の直線と最大高潮時海岸線との交点
  - ロ 基点区第十六号から三十三度九分、三百六十五メートルの点
  - ハ 基点区第十六号から十八度十五分、三百九十九メートルの点
  - ニ 基点区第十六号から三度五十分、千四百九十三メートルの点
  - 基点区第十九号の一 鳴門市北灘町、瀬戸町界
  - ホ 基点区第十九号の一から三百二十四度三十分、千六百四十メートルの点
- 三 制限又は条件  
当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくしてはならない。また、養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
- 四 地元地区  
鳴門市北灘町

- 一 公示番号 区第百二十六号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
かき垂下式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 阿南市椿町地先
- 4 漁場の区域 次の基点区第九十七号、イ及び基点区第九十九号の各点を順次に結んだ二直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
  - 基点区第九十七号 阿南市椿町高瀬七〇番に標示した標識
  - 基点区第九十九号 阿南市椿町平松東側八六番通称平松突堤基部
  - 基点区第九十五号 阿南市椿泊町小吹川原西角に標示した標識
  - イ 基点区第九十九号から基点区第九十五号見通し線上百メートルの点
- 三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
- 四 地元地区 阿南市椿泊町及び椿町

- 一 公示番号 区第百二十七号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
-------	------

わかめ養殖業  
十月一日から五月三十一日まで

- 3 漁場の位置 阿南市椿町地先
- 4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ及びニの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
  - 基点区第九十六号 阿南市椿泊町燈崎
  - イ 基点区第九十六号から百六十四度の直線と最大高潮時海岸線との交点
  - ロ 基点区第九十六号から百六十四度、七百四十メートルの点
  - ハ 基点区第二号から九度、三百メートルの点
  - ニ 基点区第二号から九度、三百メートルの点
- 三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
- 四 地元地区 阿南市椿泊町及び椿町

- 一 公示番号 区第百二十八号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
のり養殖業	十月一日から五月三十一日まで

- 3 漁場の位置 阿南市椿町地先
- 4 漁場の区域 次の基点区第九十三号及び基点区第九十七号を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
  - 基点区第九十三号 阿南市椿町瀬井二番に標示した標識
  - 基点区第九十七号 阿南市椿町高瀬七〇番に標示した標識
- 三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
- 四 地元地区 阿南市椿泊町及び椿町

- 一 公示番号 区第百二十九号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
-------	------

わかめ養殖業

十月二十五日から三月二十日まで

四 地元地区 鳴門市北灘町

3 漁場の位置 鳴門市北灘町宿毛谷沖合

4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域

基点区第六号の一 鳴門市北灘町鳥ヶ丸字女夫石谷一番の三暗渠

イ 基点区第六号の一から三百四十二度四十六分、四百四十二メートルの点

ロ 基点区第六号の一から三百五十三度二十八分、千七百七十七メートルの点

基点区第十号 鳴門市北灘町宿毛谷字クロハエ六八番に標示した標識

ハ 基点区第十号から九度五十八分、千二百四十四メートルの点

ニ 基点区第十号から二十六度、四百五十メートルの点

三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

二 免許の内容たるべき事項

一 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
魚類小割り式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 鳴門市北灘町大浦沖合

4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域

基点区第十五号 鳴門市北灘町栗田字ハシカ谷一番の三水吞吐出口に標示した標識

イ 基点区第十五号から二百九十一度十三分、七百六十四メートルの点

ロ 基点区第十五号から三百二十五度二十五分、千二百四十七メートルの点

基点区第十五号から十五度十分、千九十八メートルの点

ハ 基点区第十五号から四十二度五十三分、四百二十二メートルの点

三 制限又は条件 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくしてはならない。養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区 鳴門市北灘町

一 公示番号 区第百三十一号

二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
わかめ養殖業	十月二十五日から三月二十日まで

3 漁場の位置 鳴門市北灘町大浦沖合

4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域

基点区第十五号 鳴門市北灘町栗田字ハシカ谷一番の三水吞吐出口に標示した標識

イ 基点区第十五号から二百九十一度十三分、七百六十四メートルの点

ロ 基点区第十五号から三百二十五度二十五分、千二百四十七メートルの点

ハ 基点区第十五号から十五度十分、千九十八メートルの点

ニ 基点区第十五号から四十二度五十三分、四百二十二メートルの点

三 制限又は条件 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくしてはならない。また、養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

二 免許の内容たるべき事項

1 漁業の種類 第一種区画漁業

2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
わかめ養殖業	十月二十五日から三月二十日まで

3 漁場の位置 鳴門市北灘町栗田沖合

4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ及び基点区第十九号の各点を順次に結んだ五直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点区第十六号 鳴門市北灘町栗田字大岸八二番音谷川川口に標示した標識

イ 基点区第十六号から百八十度の直線と最大高潮時海岸線との交点

ロ 基点区第十六号から三十三度九分、三百六十五メートルの点

- ハ 基点区第十六号から十八度十五分、三百十九メートルの点
- ニ 基点区第十六号から三度五十分、千四百九十三メートルの点
- 基点区第十九号の一 鳴門市北灘町、瀬戸町界
- ホ 基点区第十九号の一から三百二十四度三十分、千六百四十メートルの点
- 三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
- 四 地元地区 鳴門市北灘町

- 一 公示番号 区第百三十三号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
かき垂下式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 鳴門市ウチノ海
- 4 漁場の区域 次の基点区第七十二号の二、イ及びロを順次に結んだ二直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
基点区第六十九号の四 鳴門市鳴門町土佐泊浦字大毛に標示した標識  
基点区第七十二号の二 鳴門市鳴門町高島字山路長崎山通称鹿の首北岸に標示した標識
- イ 基点区第七十二号の二から基点区第六十九号の四見通し線上四百六十メートルの点
- ロ イから二百九十度の直線と最大高潮時海岸線との交点
- 三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
- 四 地元地区 鳴門市鳴門町土佐泊浦字土佐泊

- 一 公示番号 区第百三十四号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
かき垂下式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

- 3 漁場の位置 鳴門市ウチノ海
- 4 漁場の区域 次の基点区第七十二号の一、イ及び基点区第七十二号の三を順次に結んだ二直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
基点区第六十九号の三 鳴門市鳴門町土佐泊浦字大毛通称平谷に標示した標識  
基点区第六十九号の五 鳴門市鳴門町土佐泊浦字大毛に標示した標識  
基点区第七十二号の一 鳴門市鳴門町土佐泊浦字大谷二百一番の一通称鹿の首に標示した標識
- イ 基点区第七十二号の三 鳴門市鳴門町土佐泊浦字大谷通称ナカ鼻  
基点区第七十二号の一と基点区第六十九号の五を結んだ直線と基点区第七十二号の三と基点区第六十九号の三を結んだ直線との交点
- 三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
- 四 地元地区 鳴門市鳴門町土佐泊浦字土佐泊

- 一 公示番号 区第百三十五号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
藻類養殖業	十月一日から六月三十日まで

- 3 漁場の位置 鳴門市撫養町大桑島地先
- 4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ及びイを順次に結んだ三直線によって囲まれた区域  
基点区第百五号 鳴門市鳴門町土佐泊浦字土佐泊二五番通称大串の鼻に標示した標識
- イ 鳴門市撫養町大桑島字二岩浜五〇番水門中央から基点区第百五号見通し線上六十メートルの点
- ロ 鳴門市撫養町大桑島字二岩浜五〇番水門中央から基点区第百五号見通し線上百五十メートルの点
- ハ 鳴門市撫養町大桑島字二岩浜五〇番水門中央から三百四十五度、二百七メートルの点
- 三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
- 四 地元地区 鳴門市鳴門町土佐泊浦字土佐泊

- 一 公示番号 区第百三十六号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
藻類養殖業	十月一日から六月三十日まで

3 漁場の位置 鳴門市撫養町岡崎地先  
4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、基点区第百八号の二及びイを順次に結んだ四直線によって囲まれた区域

基点区第百八号の二 鳴門市撫養町岡崎字二等道路西岡崎棧橋北西端  
イ 基点区第百八号の二から三百十五度十分、百五十三メートルの点  
ロ 基点区第百八号の二から三百四度三十五分、百十三メートルの点  
ハ 基点区第百八号の二から二百三十度四十八分、二十メートルの点

三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。  
四 地元地区 鳴門市鳴門町土佐泊浦字土佐泊

一 公示番号 区第百三十七号  
二 免許の内容たるべき事項  
1 漁業の種類 第一種区画漁業  
2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
かき垂下式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 阿南市除町地先  
4 漁場の区域 次の基点区第百五十号の一、イ、ロ、ハ及びニの各点を順次に結んだ四直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点区第百五十号の一 阿南市豊益町派川那賀川右岸導流堤突端  
基点区第百五十号の三 阿南市除町亀崎突端  
イ 基点区第百五十号の三から七十七度、三百七十メートルの点  
ロ 基点区第百五十号の一から導流堤上西へ二百メートルの点から基点区第百五十号の三見通し線上千メートルの点

ハ 基点区第百五十号の一から導流堤上西へ四百メートルの点から二見通し線上千メートルの点  
ニ 阿南市除町淡島北防波堤基部から導流堤上東へ二百メートルの点  
三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区 阿南市福村町、除町及び向原町

漁業の名称	漁業時期
藻類養殖業	十月一日から六月三十日まで

一 公示番号 区第百三十八号  
二 免許の内容たるべき事項  
1 漁業の種類 第一種区画漁業  
2 漁業の名称及び漁業時期

3 漁場の位置 海部郡美波町沖合  
4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域

基点区第百二十三号の一 海部郡美波町西由岐、田井界通称足摺の鼻  
イ 基点区第百二十三号の一から百七十九度三十分、二百メートルの点  
ロ 基点区第百二十三号の一から百五十三度二分、二百二十四メートルの点  
ハ 基点区第百二十三号の一から百六十三度四十七分、三百六十四メートルの点  
ニ 基点区第百二十三号の一から百七十九度四十三分、三百五十五メートルの点

三 制限又は条件 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。  
四 地元地区 海部郡美波町志和岐、東由岐及び西由岐

漁業の名称	漁業時期
藻類養殖業	十月一日から四月三十日まで

3 漁場の位置 海部郡海陽町穴喰浦地先  
4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ及びヘの各点を順次に結んだ五直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、ト及びチを結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点区第百二十八号 海部郡海陽町穴喰漁港水床に設置された突堤基部  
イ 八からロを結んだ直線の延長線と最大高潮時海岸線との交点  
ロ 基点区第百二十八号から三度三十分、二百七十メートルの点  
ハ 基点区第百二十八号から四十四度三十分、三百八十メートルの点

一 公示番号 区第百三十九号  
二 免許の内容たるべき事項  
1 漁業の種類 第一種区画漁業  
2 漁業の名称及び漁業時期

- ニ 基点区第二百八号から七十九度、二百七十メートルの点
- ホ 基点区第二百八号から二十四度、五十メートルの点
- ヘ 二からホを結んだ直線の延長線と最大高潮時海岸線との交点
- ト 基点区第二百八号から三百三十六度五十三分、九十四メートルの点
- チ 基点区第二百八号から三百五十一度四十二分、二百四十九メートルの点

三 制限又は条件  
 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。

四 地元地区  
 海部郡海陽町穴喰浦、久保、日比原、尾崎、芥附、角坂、広岡、小谷、塩深、船津及び久尾

- 一 公示番号 区第四百十号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
かきひび建て養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

3 漁場の位置 海部郡海陽町那佐湾  
 4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域

- 基点区第二百十一号 海部郡海陽町穴喰浦通称乳の基に標示した標識
  - イ 基点区第二百十一号から三十三度四十六分、三百四十八メートルの点
  - ロ 基点区第二百十一号から三十二度三十一分、四百十三メートルの点
  - ハ 基点区第二百十一号から三十三度五十五分、四百八十八メートルの点
  - ニ 基点区第二百十一号から四十一度二十四分、四百三十三メートルの点
- 三 制限又は条件  
 養殖施設があることを標示するため漁場付近を航行する船舶から視認できる標識を設置しなければならない。
- 四 地元地区  
 海部郡海陽町穴喰浦、久保、日比原、尾崎、芥附、角坂、広岡、小谷、塩深、船津及び久尾
- (以上各免許に共通する事項)
- 一 免許予定日 平成三十年九月一日
  - 二 申請期間 平成三十年六月一日から同月三十日まで
  - 三 存続期間 平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日まで

内水面関係

区画漁業

- 一 公示番号 内区第一号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
のり養殖業	九月一日から五月三十一日まで

3 漁場の位置 鳴門市大津町地先の旧吉野川  
 4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域

- 基点内区第一号 鳴門市大津町矢倉旧吉野川左岸三・〇キロメートルキロ杭
  - イ 基点内区第一号から百六十七度三十分、七十メートルの点
  - ロ 基点内区第一号から百三十二度三十分、十メートルの点
  - ハ 基点内区第二号 鳴門市大津町矢倉旧吉野川左岸二・六キロメートルキロ杭
  - ニ 基点内区第二号から百九度三十分、六十メートルの点
- 三 地元地区 鳴門市大津町

- 一 公示番号 内区第二号
- 二 免許の内容たるべき事項
- 1 漁業の種類 第一種区画漁業
- 2 漁業の名称及び漁業時期

漁業の名称	漁業時期
のり養殖業	九月一日から五月三十一日まで

3 漁場の位置 鳴門市大津町地先の旧吉野川  
 4 漁場の区域 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域

- 基点内区第二号の二 鳴門市大津町矢倉字浜手一の三路傍祠
  - イ 基点内区第二号の二から二百三十四度、百二十一メートルの点
  - ロ 基点内区第二号の二から二百五十四度、百四十一メートルの点
  - ハ 基点内区第二号の二から二百九十八度、七十八メートルの点
  - ニ 基点内区第二号の二から二百七十七度三十分、三十一メートルの点
- 三 地元地区 鳴門市大津町